

第7章 令和2年度における第6次青森県環境計画の取組状況等の点検・評価結果

県では、令和2年3月に策定した第6次青森県環境計画（計画期間：令和2年度から令和5年度まで）の推進に当たり、P D C Aサイクルの考え方を取り入れ（図2－7－1）、取組状況を点検・評価するとともに、県環境審議会に報告し、出された意見・提言も踏まえ、本計画のめざす姿の実現に向け、着実に推進することとしています。

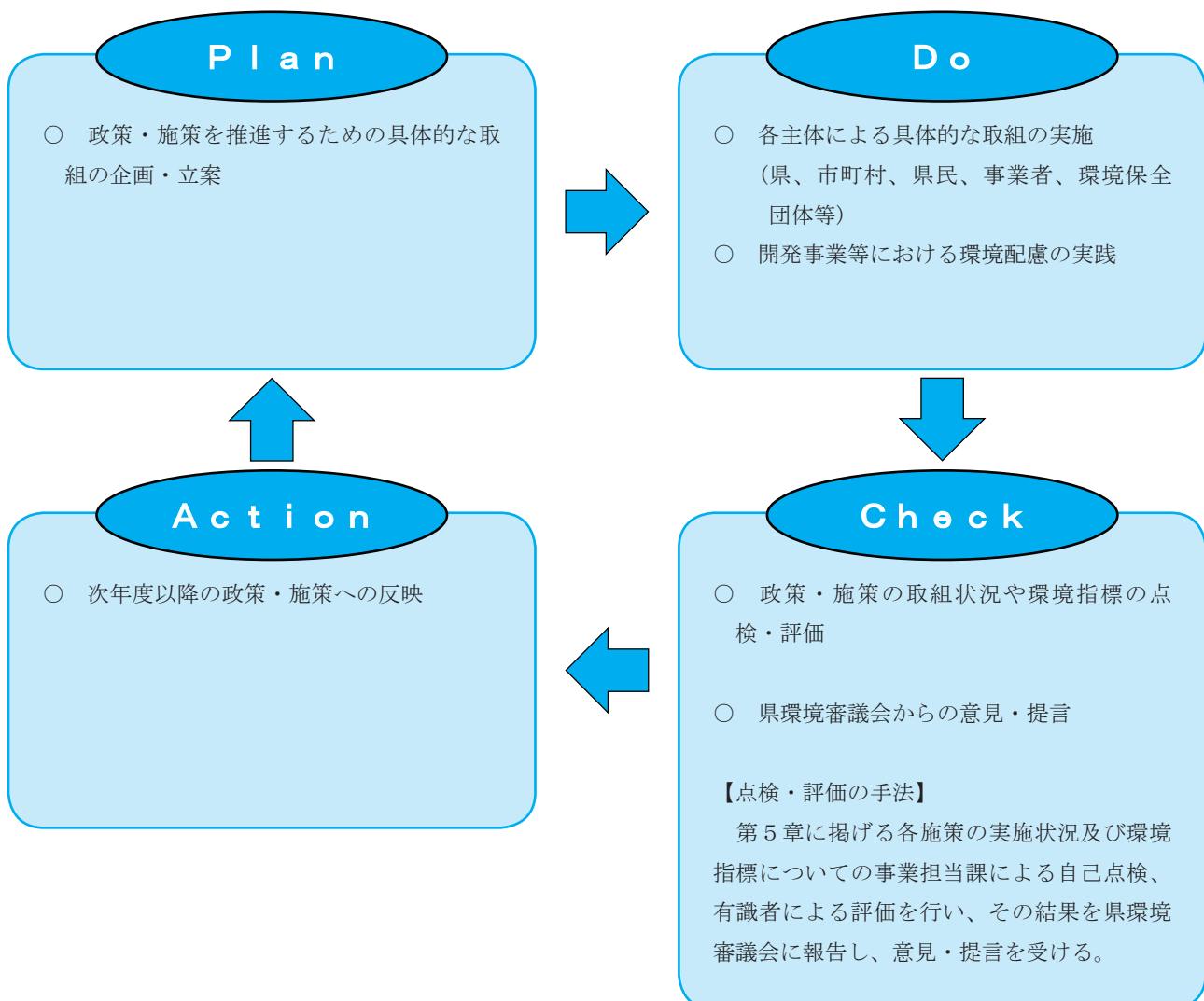
令和2年度における取組状況等の点検・評価結果は、次のとおりです。

1 点検・評価の対象・方法

本計画「第6章 計画の進行管理」により、次の事項を対象として、「事業担当課による自己点検」及び「有識者による評価」を実施しました。

- (1) 「第5章 政策・施策の展開方向」に掲げる「施策の展開方向」（全149項目）の取組状況
- (2) 「第5章 政策・施策へ展開方向」に掲げる「環境指標」（全64項目：目標設定指標37、モニタリング指標27）

図2－7－1 計画のP D C Aサイクルのイメージ



2 主要施策の取組状況

政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む 環境づくり	施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 良質な水資源を引き続き確保していくため、森・川・海が良好な状態で保全されるよう、整備・管理又は保全に取り組んでいく必要があります。 ● 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質の状況をBOD又はCODで見ると、環境基準達成率は近年90%前後で推移しており、県全体としては、おおむね良好な状態で推移しています。しかし、一部の水域において生活排水などが主な原因と考えられる環境基準の継続的な非達成が見られています。そのため、公共用水域の水質の監視を続けるほか、汚水処理施設の整備による生活排水対策の推進などが求められます。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、山・川・海の保全と再生を推進します。 2 上流域から下流域までの一連の水の流れの過程において、良好な水質・底質、水量、水辺と生物多様性を確保します。 3 公用用水域における環境基準の達成・維持を図ります。 	
【施策関係課】 環境政策課、環境保全課、自然保護課、商工政策課、食の安全・安心推進課、構造政策課、畜産課、林政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川砂防課、都市計画課	
施策の展開方向	取組状況
<きれいな水を育む緑豊かな森づくりのための取組>	<p>林地台帳を活用しながら森林経営管理制度を進め、西目屋村が約14ヘクタールの森林を対象に経営管理権の集積計画を作成しました。</p> <p>また、国庫補助事業を活用し、市町村や森林組合が行う路網整備、林道施設の機能強化のほか、林業事業体が行う高性能林業機械の導入支援を行いました。</p> <p>さらに、低コスト再造林を進めるため、先導的林業事業体育成セミナーを開催し、林業事業体の育成に努めました。</p>
① 森林の多面的機能を持続的に発揮させながら、森林資源を循環利用していくため、林地台帳を活用した森林経営計画の作成と施業の集約化を進めるとともに、路網整備や高性能林業機械の導入、林道施設の長寿命化等により森林整備を推進していきます。また、低成本造林の現場への定着や再造林に取り組む林業事業体の育成など再造林の着実な実施に向けた取組を推進します。	<p>経費負担が少ない保育作業等についてPRするとともに、活動候補地の選定の強化や企業が具体的なイメージをつかみやすいよう、活動候補地の現況写真等のホームページへの掲載を行いました。</p>
② 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森づくり活動を推進します。	<p>「ふるさとの水辺サポーター制度」について、県庁HPへの掲載、ラジオ放送6回、新聞掲載6回、チラシ配布4,850枚を実施したほか、8市町村の広報誌に掲載しました。</p>
③ 河川・海岸の愛護活動を広めていくために、引き続き、県の広報活動や市町村の広報誌等を活用して広く県民に情報発信していきます。	<p>農業委員会組織と連携し、県内40農業委員会に対して関連制度等の周知を行ったほか、農業参入企業等への学識経験者による講演や県内事例の紹介等を内容とする研修会を開催しました。</p> <p>農地維持支払により、35市町村、463組織、43,638haにおいて、地域ぐるみの農地法面の草刈りや、農業水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動を支援しました。</p>
<安全・安心な恵みの里づくりの推進>	<p>農業委員会組織と連携し、県内40農業委員会に対して関連制度等の周知を行ったほか、農業参入企業等への学識経験者による講演や県内事例の紹介等を内容とする研修会を開催しました。</p> <p>農地維持支払により、35市町村、463組織、43,638haにおいて、地域ぐるみの農地法面の草刈りや、農業水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動を支援しました。</p>
④ 荒廃農地の発生防止・解消の取組を促進するため、農業委員会や農業会議と連携した農地制度の周知や農業参入企業への優良事例の情報提供に取り組むとともに、地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。	<p>地区環境公共推進協議会の話し合いや現地調査の結果に基づき、各地区で環境配慮施設等（魚道5地区、環境配慮型ブロック2地区、小動物通路1地区、小動物脱出水路2地区、湾処[ワンド]1地区）の整備を実施しました。</p>
⑤ 「環境公共」の手法により、地区環境公共推進協議会での話し合いや事前調査の結果を踏まえながら環境の保全・再生に取り組みます。	<p>地区環境公共推進協議会の話し合いや現地調査の結果に基づき、各地区で環境配慮施設等（魚道5地区、環境配慮型ブロック2地区、小動物通路1地区、小動物脱出水路2地区、湾処[ワンド]1地区）の整備を実施しました。</p>

<p>⑥ 「環境保全型農業直接支払交付金」の活用拡大に向け、JA生産部会等を通じた農業者の取組意向の把握や、関係市町村等への情報提供により、地域ぐるみの交付金活用を推進します。</p>	<p>有機農業などの地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、「環境保全型農業直接支払交付金（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）」による支援を行いました（16市町村、26件、面積815ha）。</p>
<p>⑦ 家畜排せつ物の利用拡大を図るため、畜産農家、耕種農家、関係団体及び市町村と連携して、地域内で利用が進むようネットワークづくりを促進します。</p>	<p>関係機関と連携し、あおもり堆肥ネットワーク推進協議会を開催するとともに、堆肥の利活用の促進とした堆肥展示会を開催しました。</p>
<p>⑧ 公共用水域の水質の監視を続けていくほか、浄化槽、污水処理、集落排水施設の整備など生活排水対策をさらに推進し、水質の改善を図ります。また、最適整備構想策定により施設の長寿命化及び効率的な維持管理体制の構築に取り組みます。</p>	<p>県内の公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況について、常時監視を行いました（調査地点：公共用水域196地点、地下水165地点）。また、工場・事業場の排水基準監視等により公共用水域の水質汚濁防止を推進しました。</p>
<p>市町村が行う浄化槽設置事業費の経費の一部を補助することにより、浄化槽の整備促進を図りました（25市町村）。また、浄化槽設置者に対し、浄化槽法に基づく法定検査の受検指導等を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進しました（令和元年度：7条検査97.8%、11条検査47.7%）。</p> <p>生活排水による水質汚濁防止のため、リーフレットを配布したほか、生活排水対策普及啓発動画を作成しました。</p> <p>十和田湖の水質モニタリングを実施するとともに、十和田湖環境保全会議を開催するなど地域住民に対する水質保全の意識啓発を行いました。</p>	<p>4地区で農業集落排水施設の更新・整備を実施しました。また、7市町村で最適整備構想を策定し、令和2年度までに農業集落排水施設を所有する全市町村（26市町村）で最適整備構想の策定を完了しました。</p>
<p>漁業集落排水施設の長寿命化のため、3地区の機能保全計画書を策定し、6地区で老朽化施設の補修・更新整備を実施しました。</p>	<p>漁業集落排水施設の長寿命化のため、3地区の機能保全計画書を策定し、6地区で老朽化施設の補修・更新整備を実施しました。</p>
<p>⑨ 下水道施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づく効率的な改築・更新を実施します。</p>	<p>下水道施設の老朽化対策として、耐用年数を超過した設備の改築・更新を実施しました。</p>
<p>⑩ 坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する流出事故を未然に防ぐため、防災訓練の充実や現場調査及び監視体制の強化等に取り組みます。</p>	<p>県が管理する2鉱山において、半永久的に流出する重金属を含む有害な坑廃水を無害化にする坑廃水処理事業を実施しました。また、企業が実施する2鉱山の坑廃水処理事業に補助金を交付しました。</p>
<p>⑪ ラムサール条約湿地である「仏沼」など、野生生物の生息・生育地として重要な湿地・湿原等の保全を推進します。</p>	<p>ラムサール条約湿地である仏沼及び周辺地域の一体的な保全を図るため「三沢市仏沼保全活用協議会（書面開催）」において関係機関と連携を図りました。</p>
<p>⑫ 河川事業の実施に当たっては、多自然川づくりを基本理念として河川環境の保全、創出に配慮します。また、河川環境調査を実施し、河川環境の保全に取り組むとともに、学校の環境教育に対する支援やふるさと環境守人による巡視活動等を引き続き実施します。</p>	<p>多自然川づくりを基本理念とし、河川環境の保全、創出に配慮しながら事業を実施するとともに、奥入瀬川において河川環境調査を実施しました。</p> <p>また、20名のふるさと環境守人により、大畠川等で巡視活動を行いました。</p>

<p>重⑬ 小川原湖の水質について、引き続き行動指針に基づき流域の各主体による水環境改善対策を推進するとともに、小川原湖を管理する国とも連携しながら、小川原湖全体の水質改善に向けた取組を推進します。</p>	<p>行動指針に基づき、小川原湖流域の各主体による水環境改善対策の取組を推進するため、小川原湖流域水環境対策協議会を書面会議により開催しました。 また、小川原湖に隣接する姉沼・内沼の水質の状況を把握するための調査を行い、専門家の意見を聞きながら、沼の効果的な水質改善対策の検討及び実証試験を行いました。</p>
<p>＜豊かな水産資源を育む豊饒の海づくりの推進＞</p> <p>⑭ 施工環境管理者を配置し、水産生物に配慮した海岸保全施策の整備に取り組みます。</p>	<p>一本木漁港海岸保全施設整備の際には、施工環境監理者を配置して、水生生物の生息状況を確認しながら整備を行いました。</p>
<p>重⑮ 漁業者の活動組織が効率的に活動できるよう、県及び市町村が適切に指導・助言するとともに、水産多面的機能発揮対策関係団体等と連携し、地域住民の参加を呼びかけていきます。</p>	<p>漁業者を中心とした県内4活動組織が、水産多面的機能発揮対策事業により漂流・漂着・堆積物処理を実施しました。</p>
<p>重⑯ これまで海浜清掃用ごみ袋を要望していなかった市町村に対し、海浜清掃活動を積極的に呼びかけるとともに、現在実施している市町村についても引き続きごみ袋の支援を実施します。</p>	<p>漁業者や地域の住民による海浜清掃活動の推進を通して、水資源の重要性に対する県民意識の醸成を図るため、6市町村に対して清掃用ごみ袋を配布しました。</p>
<p>⑰ 海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場などの増殖場や魚礁漁場の整備により、豊饒の海づくりに努めます。</p>	<p>8漁場において、藻場や育成場、魚礁漁場の整備を実施しました。</p>
<p>重⑱ 津軽海峡、太平洋海域の藻場の保全・創造に向けた行動計画の策定に取り組みます。</p>	<p>津軽海峡において、藻場の保全・創造のための行動計画の作成に必要な海域環境や水産生物の生息状況調査を実施しました。</p>
<p>重⑲ プラスチックごみ等海岸漂着ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進します。</p>	<p>海岸美化を呼びかけるポスターの作成・配布及びラジオ広報を行いました。 青い森鉄道の車体広告等によりプラごみ削減に向けた7つの行動を呼びかけました。 民間団体が行う海洋ごみの回収・発生抑制活動に対して補助金の交付及び活動支援を行いました（2団体）。 県内19市町村が行う海洋ごみの回収・処理事業に対して補助金を交付しました。</p>

政策 1	自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む 環境づくり	施策 2	優れた自然環境の保全とふれあいの推進
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 本県には、国立と国定が2か所ずつ、県立が7か所の計11か所の自然公園をはじめとして、数多くの優れた自然環境があります。 ● 平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、国は、平成25年5月に種差海岸階上岳県立自然公園を含む区域を三陸復興国立公園として指定するとともに、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」を整備しました。こうした地域は、地域の復興とともに、自然の恵みと脅威を学ぶ場として、貴重なものとなっています。 ● 平成28年7月、十和田八幡平国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定されたことを受けて、関係機関・団体が一体となって、国立公園内の自然環境の保全と活用に向けた取組を進めていますが、地域の優れた自然の価値や魅力の発信は十分でない状況にあります。 ● これらの優れた自然環境を保全しながら、ルールやマナーを守った適切な利用によるふれあいを推進し、次世代に継承していかなければなりません。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園の適正な利用により、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいを推進します。 2 優れた自然環境を維持している地域の保全と適切な利用を推進します。 			
【施策関係課】 自然保護課、道路課、観光企画課			
施策の展開方向	取組状況		
① 自然公園の規制、ルール・マナーと価値や魅力を広く伝えるためのウェブサイトを開設するとともに、ルールブックを作成し、国内外からの公園利用者に対して、本県の自然公園の魅力を広く啓発します。	自然公園の保護と適正な利活用を推進するため、ルール・マナーを周知する多言語対応（英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））のウェブサイトの開設及びパンフレットを作成し、配布しました。		
② 自然公園で活動している自然ガイド等を対象に、公園利用者に対して規制、ルール・マナー等を指導できる現場対応力の向上を図るための研修会を開催し、自然公園の適正な利用と優れた自然の風景地の保護を図ります。	県内の自然公園内の自然ガイド等が、外国人を含む公園利用者にルール・マナーを適切に周知できるようにするための研修会を開催しました。		
重③ 優れた自然とのふれあいを推進するため、県立自然ふれあいセンターにおける野生動植物の観察会、子どもを対象としたクラフト体験教室の実施及び白神山地ビジターセンターにおける多言語による白神山地の魅力の情報発信、展示ホール・映像体験ホール・遊々の森をフィールドとした自然体験・環境教育の実施などを通じて、施設の利用促進を図ります。	県立自然ふれあいセンターにおける野生動植物の観察会、子どもを対象としたクラフト体験教室の実施及び、白神山地ビジターセンターにおける多言語による白神山地の魅力の情報発信、展示ホール・映像体験ホール・遊々の森をフィールドとした自然体験・環境教育の実施などを通じて、施設の利用促進を図りました。		
④ 「奥入瀬ビジョン」に基づいた新たな交通システム、ビジネスモデルを各分野の関係者や地元利害関係者、十和田市のDMO（一般社団法人十和田奥入瀬観光機構）などと協働しながら作り上げ、運営主体に提案し、環境と交通が一体となった奥入瀬・十和田湖地域をめざします。	地元の各分野関係者により構成された「奥入瀬渓流交通システム検討ワークショップ」を開催し、『歩く奥入瀬』の実現に向けた奥入瀬渓流内交通システムの整備方針（案）をまとめました。		
⑤ 三陸ジオパーク推進協議会に参画し、三陸ジオパークの活動推進を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響で会議等の参加は実施できなかったところですが、メール等を用いた情報共有を行いました。		

政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む 環境づくり	施策3 森林の保全と活用
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、木材価格の低迷に伴う林業経営の悪化や林業従事者の減少により、造林や保育、間伐などの適切な維持・管理が充分に行われない森林が増加し、森林の多面的機能の低下が懸念されています。 ● 多面的機能が発揮される健全な森林の育成・保全が求められており、森林資源の積極的な利活用を通じた林業・木材産業の活性化、森林の整備・保全活動に対する県民や森林ボランティア団体、企業などの多様な主体の参画が課題となっています。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 多面的機能が発揮・維持される健全な森林を育成・保全します。 2 森林資源の適切な利活用を推進します。 3 森林づくりに対する多様な主体の参加を促進します。 	
【施策関係課】 林政課	
施策の展開方向	取組状況
① 林地開発許可においては、森林法等に基づき、森林の保全及び環境に配慮した指導を引き続き行います。	<p>林地開発新規許可の実施状況については、9か所、約66ヘクタールとなっています。</p> <p>今後も、森林法等に基づき、森林の保全及び環境に配慮した林地開発の指導を引き続き行います。</p>
② 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させながら、森林資源を循環利用していくため、林地台帳を活用した森林経営計画の作成と施業の集約化を引き続き進めるとともに、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を図ります。	<p>林地台帳を活用しながら森林経営管理制度を進め、西目屋村が約14ヘクタールの森林を対象に経営管理権の集積計画を作成し、このうち、約2ヘクタールの森林について保育間伐が実施されています。</p> <p>また、13市町村が意向調査に着手し、約1万3千ヘクタールの森林を対象に調査が行われています。</p>
③ 路網整備や高性能林業機械の導入、林道施設の長寿命化等により森林整備を推進していきます。 また、低成本造林の現場への定着や再造林に取り組む林業事業体の育成など再造林の着実な実施に向けた取組を進めます。	<p>国庫補助事業を活用し、市町村や森林組合が行う路網整備、林道施設の機能強化のほか、林業事業体が行う高性能林業機械の導入支援を行いました。（高性能林業機械導入10台）</p> <p>また、低成本再造林を進めるため、先導的林業事業体セミナーを開催し、林業事業体の育成に努めました。（セミナー開催回数2回）</p>
④ 松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止に向け、被害木等の早期発見と駆除の徹底を図るとともに、防除技術者の育成や普及啓発活動に取り組みます。	森林病害虫被害から森林を保全するため枯死木の調査や伐倒・くん蒸処理等を適切に実施し、被害木の早期発見と駆除の徹底を図りました。
⑤ 住宅における県産材の利用促進を図るため、大規模商業施設等において、「県産材の家づくりセミナー」や「住宅相談会」等を開催し、一般県民に対し県産材の魅力発信を行います。	<p>コロナウイルスの影響により「県産材の家づくりセミナー」や「住宅相談会」は中止しました。</p> <p>広報誌等による地産地消の情報を発信しました。</p>
⑥ 関係団体等と連携した森林内のウォーキング、きのこ・山菜等を利用した食事、山村の暮らしなどの体験観光コンテンツを開発します。	森林サービス産業の創出に向けて、情報収集を行うとともに、森林山村活性化協議会の設立に向けて検討を行いました。
⑦ 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森林づくり活動を推進します。	経費負担が少ない保育作業等についてPRするとともに、活動候補地の選定の強化や企業が具体的なイメージをつかみやすいよう、活動候補地の現況写真等のホームページへの掲載を行いました。

政策1	自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり	施策4	里地里山や農地の保全と環境公共の推進		
【現状と課題】					
<ul style="list-style-type: none"> ● 本県の農地は豊かな生態系保全や自然とのふれあいなど多面的機能を有していますが、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加や農業用施設の維持管理に支障が生じています。 ● 里地里山の重要性についての県民理解の促進、地域住民やNPOなど多様な主体の多面的機能の持続的な発揮に向けた取組への参画、健康な土づくりなどの取組が求められています。 ● 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を引き続き推進していく必要があります。 					
【施策の概要】					
<ol style="list-style-type: none"> 1 生物多様性の保全を進めるうえでの里地里山の重要性について県民等の理解を深めるとともに、重要な里地里山を次世代に引き継ぐ取組を推進します。 2 身近な生きものを育む豊かな生態系や自然とのふれあいなど農業・農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を推進します。 3 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を推進します。 					
【施策関係課】 食の安全・安心推進課、構造政策課、畜産課、林政課、農村整備課、漁場漁港整備課					
施策の展開方向	取組状況				
① 農業農村整備事業を契機としたビオトープの創出など、地域の生態系保全活動を推進します。	自然と農業生産が調和した豊かな自然環境づくりのため、田園自然環境の保全・創造として、魚道を5地区で整備しました。				
② 土づくりを基本とした栽培管理技術の「見える化」を進め、土壤診断に基づく指導体制を強化するとともに、土づくり技術の継承・定着を推進します。	<p>作物の栄養診断に基づく適正追肥の指標作成に向けた取組（ミニトマト・ながいも）と現地実証（ミニトマト）を行いました。</p> <p>また、指導者に対して土づくり指導力向上研修会を開催しました。</p>				
③ 県内のグリーン・ツーリズム推進団体の連携強化や、持続可能な産業として自立的に運営していく体制づくりを推進します。	農林漁家民宿開業者向け研修会・情報交換会の開催（新型コロナウイルス感染症対策の徹底等）、当該事業者への定額補助（農林漁家民宿宿泊者割引助成）、県内農林漁家民宿や受入態勢のPRツール作成（ガイドブック、感染症防止対策DVD）などを実施し、県内のグリーン・ツーリズムの取組を推進しました。				
④ 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森づくり活動を推進します。	経費負担が少ない保育作業等についてPRするとともに、活動候補地の選定の強化や企業が具体的なイメージをつかみやすいよう、活動候補地の現況写真等のホームページへの掲載を行いました。				
⑤ 地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。	農地維持支払により、35市町村、463組織、43,638haにおいて、地域ぐるみの農地法面の草刈りや、農業水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動を支援しました。				
⑥ 農・林・水の連携を図りながら、環境公共アクションプランに沿って各地区における取組を強化していきます。	<p>緑の少年団交流集会等において、環境公共の取組を周知するなど取組を強化しました。</p> <p>環境公共キャラバンや上半期の県民局との打合せを実施した結果、3つの目標のうち1つの目標について設定した目標値をクリアすることができました。また、農・林・水の広域的連携の強化にも取り組み、継続・新規予定地区の計24地区で連携概要を作成しました。</p> <p>漁港漁場関係事業では、22地区で「環境公共」の取組みを実施しました。</p>				
⑦ 漁港及び漁村の防災・減災対策に取り組むとともに、機能保全計画に基づいた保全工事を実施し、漁港施設の長寿命化対策に取り組みます。	17漁港で岸壁の耐震化や防波堤の嵩上げなどの防災・減災対策を実施したほか、28漁港で老朽化した施設の補修・更新などの長寿命化対策を実施しました。				
⑧ 畜産事業実施予定地区に新規就農者を誘引することで、公共牧場における共同作業等を継続・推進するとともに、同地区において、景観保全等のため関係する多様な団体と協議・連携し、計画を作成します。	<p>畜産事業実施2地区で公共牧場における共同作業等を継続しました。</p> <p>むつ・東通地区において、関係団体等と連携し、景観保全等に考慮した計画を作成しました。</p>				

政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む 環境づくり	施策5 野生動植物の保護・管理
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 野生動植物の生息・生育環境は、開発や乱獲など人間の活動による影響、里地里山などの手入れ不足による自然環境の質の低下、外来種の持ち込みや化学物質の使用による生態系のかく乱及び地球温暖化など地球環境の変化という生物多様性の4つの危機によって変化しており、ニホンザルやツキノワグマ、カモシカによる農作物等への被害が発生しているほか、近年、ニホンジカやイノシシの目撃情報が報告され、食害による農林被害や自然植生への影響が懸念されています。 ● オオハンゴンソウやアライグマ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギルなどの外来生物の侵入が見られており、本県の旧来の生態系への影響が懸念されています。 ● 生物多様性は、我々のいのちと暮らしを支える基盤であり、野生動植物の生息・生育環境の保全や外来生物による生態系への影響の防止と特定鳥獣の保護・管理に取り組んでいく必要があります。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 野生生物が良好に生息・生育できる豊かな生態系の保全を推進します。 2 希少動植物の保護など野生生物の種の多様性の保全を推進します。 3 外来生物による生態系への影響の防止と影響緩和を推進します。 4 第二種特定鳥獣の適切な管理を推進します。 	
【施策関係課】 自然保護課、食の安全・安心推進課、文化財保護課	
施策の展開方向	取組状況
① 希少動植物の知見を有する有識者の育成に向け、NPO団体や学校関係、研究機関等とネットワークを構築し、情報共有を図ります。	次回レッドデータブック改訂を見据えて、県内希少動植物に精通した次期検討委員について検討しました。
② ラムサール条約湿地である「仏沼」など、野生生物の生息・生育地として重要な湿地・湿原などの保全を地域や関係機関と連携して推進します。	ラムサール条約湿地である仏沼及び周辺地域の一体的な保全を図るため「三沢市仏沼保全活用協議会（書面開催）」において関係機関と連携を図りました。
③ 学術的価値の高い動植物に関する情報収集及び調査を行い、要件がまとまったものについては、県天然記念物への指定を進めています。また、国、岩手県及び秋田県と連携し、カモシカの生息状況等調査を行っていきます。	県天然記念物指定候補動植物の情報収集を行いました。 また、特別天然記念物カモシカについて、北奥羽山系及び下北半島保護地域における生息状況等調査（通常調査）を継続して行いました。
④ 指定管理鳥獣のニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画や国の指針に基づき、生息状況を把握するためのモニタリング調査と併せて計画的な捕獲を推進するとともに、指定管理鳥獣以外のツキノワグマやニホンザルについては、生息数を把握しながら、関係機関等と連携し、有識者等の意見を踏まえて管理対策を推進します。	ニホンジカは管理計画に基づき、実施計画を策定し県による捕獲等事業を実施しました。 イノシシは、目撃情報を市町村に情報提供し、有害鳥獣捕獲を推進するよう働きかけました。 ツキノワグマは、協議会を開催し、人身被害を防ぐために関係機関と情報共有を図りました。 下北半島ニホンザルは、管理期計画に基づき、市町村による許可捕獲を実施しました。
⑤ 狩猟者の確保・育成に向け、様々な機会を利用して狩猟制度や魅力の普及啓発、養成研修などを行っています。また、狩猟の推進に係るインセンティブについて検討します。	狩猟者の確保・育成に向け、増加傾向にある大型獣について知識や捕獲技術、解体処理技術の習得を目標とした県内の狩猟者を対象とした狩猟マイスター養成講座を実施しました。
⑥ 外来生物の侵入や野生鳥獣に係る疾病的蔓延による生態系への影響を防止するため、国や市町村など関係機関と連携し、生息状況及び被害状況の把握や被害の拡大防止に努めます。	ヒナリ等の外来種の情報及び普及啓発を行うため、港湾空港課及び関係市町村と情報共有を図りました。 高病原性鳥インフルエンザについて、他県の野鳥の検査状況を畜産課及び県民局に情報提供するとともに、県内で死亡野鳥検査および糞便検査を行いました。 豚熱について、イノシシの目撃情報を畜産課及び県民局へ情報提供しました。
⑦ アライグマ生息域調査及び農作物被害等実態調査の結果を活用し、引き続き、農作物被害防止に向けた効果的な対策の実施や、市町村の被害防止計画の作成に向けた働きかけを行います。	下北・上北地域の7市町村でアライグマの生息域調査を実施した結果、5市町村で生息の痕跡を確認しました。 また、市町村を対象に被害防止対策の研修会を開催したほか、7市町村の被害防止計画の作成に対し助言・指導を行いました。

政策 1	自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む 環境づくり	施策 6	世界自然遺産白神山地の保全と活用
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成5年12月に世界自然遺産として登録された白神山地は、特定の地区への入り込みの集中により、ごみの投げ捨てや踏圧による植生の損傷、本来生育しない植物種の侵入など、人の行為による自然環境への影響が懸念されています。 ● 外国人観光客の増加に対する多言語案内表示の充実や入山マナーの遵守などの課題もあります。 ● 保護管理体制を強化しながら、世界遺産条約に則って厳正に保護し、次世代に対して継承していく必要があります。 ● 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と白神山地がもたらす地域資源を活用した地域づくりを推進していく必要があります。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 白神山地のかけがえのない自然を次世代に継承します。 2 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と地域づくりを推進します。 			

【施策関係課】自然保護課			
施策の展開方向		取組状況	
<p>① 入山マナーについての情報提供や指導を行う白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し巡視を実施するほか、白神山地を所管する関係機関の連絡調整組織である「白神山地世界遺産地域連絡会議」に参画し、管理計画の運用の確認やモニタリング調査の実施などを行います。</p>		<p>入山マナーについての情報提供や指導を行う白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、延べ228日巡視を実施したほか、白神山地を所管する関係機関の連絡調整組織である「白神山地世界遺産地域連絡会議」に参画し、白神山地の保全管理施策等について情報交換等を行いました。</p>	
<p>② 白神山地の自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供するため、白神山地ビジターセンターを管理・運営（指定管理者）するとともに、展示コンテンツの強化を図ります。</p>		<p>白神山地の自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供するため、白神山地ビジターセンターを管理・運営（指定管理者）するとともに、展示コンテンツリニューアルの設計委託を行いました。</p>	
<p>③ 白神山地のエコツーリズムを推進するため、新たな価値の創出と国内外の観光客向けに白神山地の魅力発信を行います。</p>		<p>白神山地体験プログラム予約サイトにおける利用促進強化キャンペーンを展開したほか、3月6日～21日まで、青森県立美術館において、「白神山地VR体験×写真展」を開催しました。 また、インバウンド対策として、外国語版白神山地観光ガイドBOOKを作成し配布しました。</p>	

政策 1	自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む 環境づくり	施策 7	温泉の保全
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 本県の温泉は、平成29年度末において源泉総数が1,071源泉、総ゆう出量は144,8740/minとなっています。また、源泉総数は全国第6位、総ゆう出量は全国第4位と全国でも屈指の温泉県となっています。 ● 農業・漁業や消雪・融雪、暖房熱源としての利用など、温泉熱や温泉排熱を再生可能エネルギーとして利活用する取組が進められてきています。 ● 温泉は、本県の貴重な資源であり、また、再生可能エネルギーとしての潜在能力を有していますが、資源の枯渇や周辺環境への影響が心配されるため、適正利用を進め、資源を保全していく必要があります。 			
【施策の概要】			
温泉の適正な利用の推進により温泉資源を保全します。			
【施策関係課】自然保護課			
施策の展開方向		取組状況	
<p>① ゆう出量等への影響を踏まえて温泉掘削や動力装置、採取等の許可を適切に行うとともに、掘削状況やゆう出量、温度などに係る立入調査・指導を通じて温泉の適正利用を確保し、温泉の保全を進めます。</p>		<p>温泉掘削や動力装置、採取等の許可や立入調査を行い、湧出量の影響や安全性の確保など適正利用と温泉資源の保全を図りました。</p>	
<p>② 残されてきた自然ゆう出源泉の保全を図ります。</p>			
<p>③ 県内の温泉資源の現状把握に努めます。</p>			

政策2	県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造	施策1	身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部市街地においては、残されてきた樹林地や緑地の保全・活用と都市公園・緑地などのオープンスペースの整備が求められているほか、身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加が課題となっています。 ● 河川や海岸、港湾、水路などで改修が必要となる場合には、自然環境と調和し、生態系に配慮した事業の実施を通じて、身近にふれあえる水辺を保全・創造することが求められています。 ● 農村地域は、食料生産の場であるだけでなく、緑と水が豊かで、うるおいとやすらぎを提供してくれる場であることから、魅力ある田園空間づくりを進め、都市部と農村部との交流を進めていくことが求められています。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 都市部等においても身近に緑や水にふれあえる快適な生活環境づくりを推進します。 2 身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加を推進します。 			
【施策関係課】 環境保全課、構造政策課、農村整備課、河川砂防課、都市計画課			
施策の展開方向	取組状況		
① 都市公園の整備・改築を進めるため、市町村担当者への適時適切な情報提供や、社会資本整備交付金の活用について適切に対応します。	<p>県内の都市公園は令和2年度に新たに3公園が開設しました。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金を活用し、公園の整備・改築を進めました。</p>		
② 風致地区や特別緑地保全地区にかかる都市計画決定の協議があった場合は、法令等に則しつつ、適切に判断・対応します。	事例はありませんでした。		
③ 河川事業の実施に当たっては、多自然川づくりを基本理念として河川環境の保全、創出に配慮します。	多自然川づくりを基本理念とし、河川環境の保全、創出に配慮しながら事業を実施しました。		
④ 地域の清澄な湧水や水浴場を紹介するとともに水浴場の水質検査を実施することにより、水環境保全の推進を図ります。	県内19水浴場において水質検査を実施しました。		
⑤ 県内のグリーン・ツーリズム推進団体の連携強化や、持続可能な産業として自立的に運営していく体制づくりを推進します。	農林漁家民宿開業者向け研修会・情報交換会の開催（新型コロナウイルス感染症対策の徹底等）、当該事業者への定額補助（農林漁家民宿宿泊者割引助成）、県内農林漁家民宿や受入態勢のPRツール作成（ガイドブック、感染症防止対策DVD）などを実施し、県内のグリーン・ツーリズムの取組を推進しました。		
⑥ 農業・農村地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。	農地維持支払により、35市町村、463組織、43,638haにおいて、地域ぐるみの農地法面の草刈りや、農業水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動を支援しました。		
⑦ 地域の緑化運動に対する表彰への推薦や緑化活動にかかる情報提供等を行います。	地域の緑化運動への活動支援として、随時の情報提供や「都市緑化推進運動」及び「都市緑化月間」にあわせて、市町村へポスターを配布しました。		

政策2	県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造	施策2	良好な景観の保全と創造
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 良好的な景観は、人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、地域への愛着や誇り、地域の魅力として、そこを訪れる人々へのアピールにもつながります。 ● 本県の豊かな自然が形づくる景観や地域の歴史・文化を象徴する景観を良好な状態で保全し、次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある町並みや都市景観の創造など、ふるさとの歴史と風土が感じられる景観づくりを推進していく必要があります。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 郷土に誇りと愛着を持ち、人々が集う、青森県の歴史と風土が感じられる景観の保全と形成を推進します。 2 ふるさとの景観づくりに関する意識啓発と人財育成を推進します。 			
【施策関係課】都市計画課			
施策の展開方向	取組状況		
① 景観法及び青森県景観条例等の景観法令の適切な運用に努めるとともに、大規模行為景観形成基準との適合を図り、良好な景観の保全・形成に努めます。	令和2年度も引き続き景観法及び景観条例を適切に運用し、良好な景観の保全と形成に努め、370件の大規模行為に関する届出を受理・審査した結果、全てが景観形成基準に適合し、違反事例は0件でした。		
② 良好的な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県民の自主的な活動を支援する取組を進めるため、引き続き景観フォーラム等を開催します。	新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、開催を中止しました。		
③ 次世代を担う子供たちの景観への関心を育むため、景観学習教室について、各市町村、小学校へと働きかけ、参加を促します。	各市町村、小学校及び教育庁等に対し景観学習教室実施要領等を送付し周知しているところですが、令和2年度は申し込みがなかったため、開催しませんでした。		

政策2 県民にやすらぎを与える快適に環境の保全と創造	施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用
【現状と課題】	
<p>● 歴史的・文化的遺産は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものであることから、地域の歴史や生活の移り変わりを後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全していくことが求められています。</p> <p>● 本県は、特別史跡である三内丸山遺跡をはじめとして、学術的に重要な縄文遺跡が数多く存在することから、北海道・北東北三県の連携により、三内丸山遺跡等の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進していくことが求められています。</p>	
【施策の概要】	
<p>1 古いたたずまいの集落や町並み・建造物、遺跡や文化財、伝統芸能など本県の歴史的・文化的遺産の保存を推進します。</p> <p>2 本県の歴史的・文化的遺産に関する調査研究と県内外への情報発信を推進します。</p>	
【施策関係課】 世界文化遺産登録推進室、県民生活文化課、林政課、都市計画課、文化財保護課	
施策の展開方向	取組状況
① 各市町村と連携して文化財の保護、保存に努めています。また、若い世代による本県文化財の価値や魅力を発信する取組を通じて、文化財の活用を促進していきます。	各市町村と連携して、文化財パトロールにより現況を把握し、各種修理等の事業を実施するとともに、文化財の指定・登録等を進め、保護・保存に努めました。 また、高校生が縄文遺跡群をはじめとする地域の文化財の新たな活用方法等を提案する取組を実施しました。
② 縄文遺跡群の2021年の世界文化遺産登録に向けて、関係自治体等と連携して、登録審査に向けた準備を進めるとともに、国内外での更なる普及啓発や気運醸成に取り組みます。	関係自治体等と連携して、ユネスコの諮問機関・イコモスによる現地調査に対応するとともに、縄文“体感”世界遺産講座の開催（参加者数766名）やPR動画制作等を行い、縄文遺跡群の価値や魅力の情報発信に取り組みました。
③ 伝統的な町並み景観の保全のため、県内市町村に働きかけ、地域の歴史・文化を学ぶことができるまちづくりをめざします。	各種会議等で歴史まちづくり等について各市町村に周知し、伝統的な町並み景観の保全を図りました。
④ 巨樹古木の分布マップ・保護観察マニュアルを必要に応じて増刷し、巨樹・古木の保全に関する普及啓発を推進します。	巨樹古木の分布マップ・保護観察マニュアルについてイベントで配付するなど、普及啓発を行いました。
⑤ 県内の民俗芸能団体に関する調査を継続するとともに、こども民俗芸能大会などの鑑賞機会の充実を図っていきます。	令和2年度は、「こども民俗芸能大会」を五所川原市で、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」を三沢市で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、両大会とも次年度に延期することとしました。
⑥ 青森県史デジタルアーカイブスの内容を更に充実させるとともに、広報活動等を通じて、県民等による県史の利活用の拡大を図っていきます。	デジタルアーカイブスでは、青森県史のテキストデータを拡充して検索利用に提供するとともに、テキストの出典である史料画像の登録を進めました。 また、青森県の歴史について新聞・雑誌やSNSによる県民への普及活動を実施しました。
⑦ 歴史・文化資源を活かした地域づくりに向けて、広範な分野で県史及び歴史資料が効果的に活用されていくよう、関係部局及び関係機関等との連携を図っていきます。	県史編さん収集資料や写真を、深浦町の歴史概説書『深浦のあゆみ』や、青森市の横山町会や三内を美しく元気にする会の冊子作成に提供し、編集にも協力しました。 また、JR青森駅の歴史を紹介するスライドショー作成にも協力し、資料や写真を提供しました。

政策3	県民みんながチャレンジする循環型社会づくり	施策1	「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 本県の県民1人1日当たりごみ排出量は、平成29年度の実績(1,002g)を見ると、家庭から排出される生活系ごみ(680g)、事業所から排出される事業系ごみ(322g)のいずれも全国値(920g、生活系:641g、事業系:279g)を上回っており、生活系、事業系ともに一層の減量化が必要です。 ● リサイクル率については、近年、民間事業者による資源回収が拡大していることから、市町村による回収だけではなく、民間回収も含めた全体として資源回収を促進していくことが効果的です。 ● 近年、プラスチックごみの海洋への流出による環境汚染が世界共通の課題となっており、これらを背景として、国では令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。問題解決に向けて、地域レベルの取組としてもワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等の更なる徹底が必要です。 ● 我が国では大量の食品ロスが発生していることから、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。県としても食品ロスの削減に向けた一層の取組が求められています。 ● 県民や事業者、各種団体、行政などの多様な主体が連携・協力しながら、県民総参加の全県的運動として、ごみの減量やリサイクルなど3Rの取組を一層推進していく必要があります。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、県民総参加によるごみ減量やリサイクルなど3Rの取組を推進します。 2 一般廃棄物の処理主体である市町村及び民間事業者と連携し、ごみの減量やリサイクル率向上のために効果的な取組を推進します。 3 特に、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減、更には全国値に比べ資源化率の低い紙類のリサイクルに向けて重点的に取り組みます。 			
【施策関係課】環境政策課			
施策の展開方向	取組状況		
重① ごみの減量、リサイクルの推進には市町村をはじめ各主体の取組が重要であることから、古紙リサイクルや生ごみ削減の普及啓発等、引き続き「もったいない・あおもり県民運動」を強力に展開し、アクションプログラムの作成等により構成団体の主体的な取組を促進します。	もったいない・あおもり県民運動推進会議の構成団体及び行政部会構成団体のごみ減量・リサイクル対策に向けた取組を「アクションプログラム」としてとりまとめて公表し、各団体の主体的な取組を促進しました。		
重② もったいない・あおもり県民運動推進会議構成団体、青森県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおもり、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショッップ認定事業などの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、県民・事業者等の環境配慮行動を促進します。	「もったいない・あおもり県民運動推進会議・行政部会合同会議」を書面により1回開催し、構成団体との連携内容を確認しました。 もったいない・あおもりエコ事業所・エコショッップ認定事業について、8件の認定申請があり認定しました。		
重③ 生ごみ・食品ロス削減に向けて、あおもり食べきり推進オフィス・ショッップの認定とともに、認定事業者等と連携し、「3つのきる」や「3010（さんまるいちまる）運動」等の普及啓発活動を展開しています。 また、食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえた食品ロス削減対策を推進します。	「あおもり食べきり推進オフィス・ショッップ認定制度」、「3つのきる」及び「3010運動」の普及拡大のためHPやSNSでの発信等を行いました。 食品ロス削減推進法に基づく計画として「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、計画に食品ロス削減に向けた取組等を盛り込みました。		
重④ 事業系ごみの削減に向けて、業種の特徴に合わせた3R実践に係る勉強会等の啓発活動や、多量排出事業者に対する市町村と連携した訪問指導等、ターゲットを明確にした効果的な取組を推進します。	事業者の3Rの取組促進のためのセミナーを開催しました。 また、3Rの取組促進のための事業者の個別訪問指導を市町村と共同で行いました（訪問数23事業所）。		
重⑤ プラスチックごみ対策として、これまでレジ袋の無料配布中止の取組等を進めてきましたが、今後は、もったいない・あおもり県民運動推進会議構成団体及び小売等の関係事業者等と連携しながら、プラスチックの資源循環促進に向けた新たな取組を開します。	もったいない・あおもり県民運動推進会議において「あおもりプラごみゼロ宣言」を行い、ポスター、リーフレット、ポップを作成・配布等して、プラスチックごみの削減等に向けた7つの行動の呼びかけ等を行いました。		
⑥ 市町村及び民間資源回収事業者等によるネットワーク会議を開催し、行政回収と民間回収を合わせた効果的な資源回収を促進します。	県内6地域において市町村及び民間資源回収事業者等を構成団体とする会議を開催し、資源回収に関する課題及び対策等について検討しました。		

政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり	施策2 資源循環対策の推進
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 循環型社会の構築には、家庭やオフィスだけでなく、産業活動から発生する廃棄物の3Rを推進していくことが重要であることから、リサイクル技術の開発や事業所間の連携、青森県認定リサイクル製品の普及などの取組を引き続き推進していくことが必要です。 ● バイオマスは、石油や石炭などの化石資源を除いた動植物に由来する有機性の資源であることから、地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会づくりに大きく貢献するものとして期待されています。 ● 本県には、多様なバイオマスが広く賦存していますが、農林水産業や食品産業から発生する未利用バイオマスについては、十分に有効利用されていないため、研究開発や技術普及などにより未利用資源の活用拡大に取り組んでいく必要があります。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物の3Rの取組を推進します。 2 地域の未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発、製品開発を推進します。 	
【施策関係課】 税務課、環境政策課、環境保全課、食の安全・安心推進課、農産園芸課、畜産課、林政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、整備企画課、道路課、港湾空港課、都市計画課	
施策の展開方向	取組状況
① 各種会議等を通じてリサイクル製品認定制度の周知を図り認定製品の新規拡大を図るとともに、市町村等に対して認定製品の優先使用を働きかけます。	<p>青森県認定リサイクル製品として59製品を認定しました（合計353製品）。</p> <p>また、認定製品及び認定制度に関する冊子を作成・配布等し、市町村等に対して優先使用の働きかけを行いました。</p>
② 県発注工事における建設リサイクルの推進に当たっては、「青森県建設リサイクル推進行動計画」のフォローアップ及び見直しを行うことにより、さらなる推進に努めます。	<p>年2回（6,10月）の全国一斉パトロールで現場の指導・監督を行いました。（6月はコロナで中止）</p> <p>建設リサイクル届出件数等の実績調査で現状の把握を行いました。</p> <p>伐木・伐根材発生情報提供システムの運用（H16～）による伐木・伐根材の有効利用の推進を図りました。（R2は27件）</p>
③ 安全・安心な道路空間を確保するため、舗装や流・融雪溝、防雪柵、スノーシェルター、橋梁等の道路施設の点検・維持・修繕を適切に行い、老朽化対策と長寿命化を計画的に推進します。	各道路施設について、老朽化対策および長寿命化として点検・維持・修繕等を計画的に進めました。
④ 港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化について、引き続き計画的に進めます。	<p>海岸保全施設については、大間港において護岸2施設、陸こう6施設の補修設計、川内港において堤防1施設、突堤3施設の補修設計が完了しました。</p> <p>港湾施設については、大湊港において岸壁1施設の補修設計が完了しました。</p>
⑤ 稲わら焼却ゼロに向け、県と市町村が連携して取り組む稻わら焼却防止・有効利用啓発活動を継続するとともに、稻わらの収集・利用の好循環に向け、稻わら収集業者の育成・確保と、高品質な稻わらロールづくりに向けた収集技術体系の構築に取り組みます。	<p>津軽地域の稻作農家が県南地域の畜産農家に稻わらを供給することを目的とした、県内の稻わらマッチングリストを作成・公開し、稻わらの広域流通に取り組んだ結果、29件のマッチングが成立し、3,106トンが有効利用されました。</p> <p>また、令和3年2月に稻わらロールの生産技術や収益性等を内容とする「稻わら収集技術体系マニュアル」が完成しました。</p>
⑥ 地域未利用資源についての情報収集に努め、新たな飼料資源としての可能性を検討します。	関係課や関係機関と連携し、地域未利用資源についての情報収集を行いました。

<p>⑦ 地域資源を生かした再生可能エネルギーとして木質バイオマスの活用を推進するため、未利用間伐材などの木質資源の有効活用に取り組むとともに、省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。</p>	<p>冬の農業 省エネ設備・資材の展示会を1回開催し、木質ペレット等を利用できる暖房機器の紹介を行い、省エネ効果を生産者にPRしました。 木質バイオマスのエネルギー利用の促進に取り組み、木質バイオマス発電施設（八戸市・平川市）で未利用間伐材を活用しました。</p>
<p>⑧ 貝殻利用実績を把握し、また、貝殻利用希望者に対する貝殻の入手先等の情報提供を継続します。</p>	<p>県内のほたて加工業者及び貝殻処理組合への貝殻利用実績の把握及び貝殻の入手先等に関する問い合わせに対する情報を提供しました。</p>
<p>⑨ 市町村が定める農業集落排水資源循環促進計画に則して、発生汚泥の堆肥化等再利用を促進するとともに、下水汚泥の有効利用を向上するための関係市町村へ積極的な再利用を働きかけます。</p>	<p>令和2年度の農業集落排水施設における汚泥の再利用は約3万2千立方メートルで、再利用率は約70%となりました。 発生汚泥減少のため、4地区で汚泥のリサイクル（堆肥化）を行いました。 下水汚泥の有効利用として、コンポスト化やセメント原料化など再利用を実施しました。</p>
<p>⑩ 引き続き、廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用を促進するため、産業廃棄物税を実施します。</p>	<p>引き続き、廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用を促進するため、産業廃棄物税を実施しました。</p>
<p>⑪ 廃棄物処理に関する啓発事業や監視指導等を引き続き実施するとともに、建設系廃棄物の適正処理を推進します。</p>	<p>県内6か所で廃棄物処理法の説明会を開催し、参加者数は計562名でした。 排出事業者等への立入検査を実施したほか、廃棄物積載車両点検や休日・夜間・早朝パトロールを実施しました。 「建設資材廃棄物の引渡完了報告制度」の運用により、建設系廃棄物の不法投棄等の未然防止、早期発見に努めました。</p>
<p>⑫ 自動車リサイクル法の適正運用を通じて、使用済自動車の適正利用とリサイクルを推進します。</p>	<p>自動車リサイクル法に基づき、引取業及びフロン類回収業の登録、解体業及び破碎業の許可、立入検査並びに指導等の事務を行いました。</p>
<p>⑬ 事業者に対する技術的な情報提供等により、プラスチックの資源循環を促進します。</p>	<p>事業者に向けたプラスチック資源循環に関するセミナーを開催しました。</p>
<p>⑭ 家畜排せつ物の積極的な活用を推進するとともに、バイオマス発電等の先進技術の情報の収集・周知に努めます。</p>	<p>関係機関と連携し、家畜排せつ物や堆肥の利用のほか、適正管理に関する巡回指導を行いました。 大型機械による堆肥等の散布作業の経済効果を検証し、その有効性を確認しました。</p>

政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり	施策3 廃棄物の適正処理の推進
【現状と課題】	
<p>● 依然として不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、引き続き、排出事業者や処理業者に対する立入検査などの各種監視活動を実施していくほか、不法投棄などの不適正処理が発見された場合には、原因者等の特定や原状回復指導、行政処分などの厳正な対応が必要です。</p> <p>なお、本県における産業廃棄物の不法投棄等の大半が建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物であることから、平成29年度から建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用するとともに、平成30年12月には、青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定しました。</p> <p>● 青森・岩手県境不法投棄事案（田子町）については、平成25年12月に廃棄物等の撤去が完了しましたが、引き続き、地下水浄化のための原状回復事業を着実に実施するとともに、現場の環境再生の取組を推進します。</p> <p>● 国は、P C B 廃棄物処理基本計画を変更したほか、有害使用済機器の保管等に係る廃棄物処理法の改正、海岸漂着物等の処理等の推進のための法改正、さらには、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略を策定したところであります、県においても、これらの廃棄物の適正処理に引き続き取り組んでいく必要があります。</p>	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の不法投棄などの未然防止対策を推進するとともに、早期発見・早期解決に向けた取組を推進します。 2 青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生の取組を推進します。 3 海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの少ない良好な環境の維持を図ります。 4 災害により発生した廃棄物について、生活環境に影響を与えないよう適正処理を推進します。 	
【施策関係課】 環境政策課、環境保全課、警察本部保安課	
施策の展開方向	取組状況
① 廃棄物処理に関する啓発事業を引き続き実施し、適正処理を推進します。特に建設系廃棄物の適正処理に関する周知・啓発を強化し、不法投棄等の減少を図ります。	<p>県内6か所で廃棄物処理法の説明会を開催し、参加者数は計562名でした。</p> <p>「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において、各構成機関の取組について進行管理を行ったほか、建設系廃棄物の適正処理に関するチラシの検討を行いました。</p>
② 排出事業者や処理業者への立入検査や各種監視活動を引き続き実施するとともに、不法投棄等の悪質な事例に対しては、廃棄物処理法に基づく措置命令や許可取消等の不利益処分を行うなど、厳正に対処します。	<p>排出事業者等への立入検査を実施したほか、廃棄物積載車両点検や休日・夜間・早朝パトロールを実施しました。</p> <p>廃棄物処理法に基づく措置命令を1件発出しました。</p>
③ 廃棄物の不適正処理事犯や暴力団の関与する事犯等の悪質な事犯を取り締まるに当たり、組織の総合力を發揮するとともに、関係機関と連携を深め、事犯の早期発見、早期検挙による被害の拡大防止、効果的な広報等による未然防止により生活環境の保全に努めます。	<p>廃棄物の不法投棄等悪質な環境事犯に対する取締りを推進すると共に環境行政部局との連携を図り、事犯の早期発見・早期検挙に努めました。</p>
④ 海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進します。	<p>海岸美化を呼びかけるポスターの作成・配布及びラジオ広報を行いました。</p> <p>青い森鉄道の車体広告等によりプラごみ削減に向けた7つの行動を呼びかけました。</p> <p>民間団体が行う海洋ごみの回収・発生抑制活動に対して補助金の交付及び活動支援を行いました（2団体）。</p> <p>県内19市町村が行う海洋ごみの回収・処理事業に対して補助金を交付しました。</p>
⑤ 全ての市町村において早期に災害廃棄物処理計画が策定されるよう、市町村を対象とした研修会の開催など、支援を行います。	<p>市町村の職員等を対象とした災害廃棄物処理の策定等に関する研修会を2回開催しました。</p>

政策4	県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり	施策1	暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 本県の2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,570万9千t-CO₂と、基準年度である2013（平成25）年度と比較すると4.5%減少しており、その90.5%が二酸化炭素で、その約9割が産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門からの排出で占めています。 ● 県の掲げる温室効果ガス排出削減目標を達成し、低炭素社会を着実に進めるためには、県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくための多様な取組を進めていくことが重要となっています。 ● 温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和だけでなく、気候変動の影響に対処するために、既に現れている影響や中長期的な避けられない影響に対して適応できる社会の構築を推進することが求められています。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 排出量の5割以上を占める産業部門及び業務その他部門対策として、中小事業者のか、公共サービス分野の省エネルギー対策を重点的に実施し、両部門における温室効果ガスの排出削減を図ります。 2 住宅の省エネルギー化、省エネルギー性能の高い機器、設備等の導入促進により、地域特性を踏まえたエネルギー効率の高い住まいづくりの推進と、県民に対する低炭素型ライフスタイルの実践に向けた普及啓発の取組の推進を図ります。 3 スマートムーブの取組の推進、電気自動車（EV）やプラグインハイブリット車（PHV）などの次世代自動車の普及促進、公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会づくりの促進などを図ります。 4 各主体の協働、連携の下、低炭素社会づくりに向けた取組「もったいない・あおもり県民運動」を展開することにより、各主体による地球温暖化対策の全県的な取組の推進を図ります。 5 機能集約型都市づくりなど面的な省エネルギー対策を推進します。 6 気候変動の影響への適応については、取組について分野横断的な対応が求められることから、県庁内関係部局が連携して総合的かつ計画的に推進します。 			
【施策関係課】 税務課、財産管理課、環境政策課、商工政策課、農産園芸課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課、エネルギー開発振興課、警察本部運転免許課			
施策の展開方向	取組状況		
重① 産業部門及び業務その他部門対策として、寒冷地という青森の地域性に適合した継続的な省エネ活動の仕組みづくり、金融機関とも連携した省エネ情報から省エネ設備導入までの一貫した支援により、事業者による自主的な省エネ対策の取組を促進します。	<p>エネルギーマネジメントシステムについて、前年度作成したマニュアルのモデル事業者による運用を行ったほか、設備導入事例等の情報提供を目的とした動画を作成しました。</p> <p>省エネ診断を8件実施、国の補助金活用等18件の相談に対応しました。</p>		
重② 家庭部門対策として、地球温暖化対策を自分事として捉え、実践につながるよう、日常生活に密着したコストメリットなど環境配慮行動を促す情報発信や啓発活動を促進します。	<p>家庭における環境配慮行動「住まいのエコ活」を普及・推進するため、窓やドアの断熱をテーマとした動画等を作成しYoutube、twitterで配信しました。</p> <p>次年度以降、この動画等を活用したホームセンターでのPR活動を展開することとしています。</p>		
重③ 運輸部門対策として、関係団体等との連携や公共交通機関の利用によるイベント実施など、県民・事業者によるスマートムーブの更なる実践・拡大とともに、関係事業者等の自主的な取組による低炭素交通社会づくりを促進します。	<p>交通事業者等と県内商業施設においてスマートムーブの推進を目的とした啓発イベントを3回実施したほか、県内スポーツチーム・交通事業者と協力し、スマートムーブコラボイベントを1回実施しました。</p> <p>また、9～10月を集中広報月間として、公共交通機関への車両広告等を実施するとともに、10月をスマートムーブ通勤月間として、121事業所・19,601人の参加が得られました。加えて、スマートムーブ出張講座を4回実施しました。</p>		
重④ 部門共通対策として、平成30年4月にもったいない・あおもり県民運動推進会議において採択した「COOL CHOICEあおもり宣言」を踏まえ、「COOL CHOICEあおもり」の効果的・集中的な普及啓発に取り組むなど、各主体の連携による地球温暖化対策の取組強化により、本県の温室効果ガス削減目標の達成をめざします。	<p>県内商業施設において、「COOL CHOICEあおもり」や気候変動への適応等の推進を目的とした啓発イベントを5回開催し、県民理解や行動変容の促進に努めました。当イベントではCOOL CHOICEあおもりへの賛同者募集や気候変動に関するアンケートを実施しました。</p> <p>また、国における2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ表明等の状況を踏まえ、令和3年2月定例会において、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組むことを表明しました。</p>		

⑤ 青森県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおもりなどの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、「あおもりエコの環（わ）スマイルプロジェクト」の一層の拡大を図り、県民・事業者等の環境配慮行動を促進するとともに、環境に配慮した事業活動の面的な拡大を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小しましたが、メールマガジン等により、県民・事業者等に対する情報発信を重点的に実施しました。
⑥ 本庁舎、合同庁舎における照明器具のLED化の推進、BEMSの活用による省エネに資する運用改善及び令和2年度までのESCO事業の見直しなどを行います。	本庁舎の西棟1階及び合同庁舎の一部の照明器具のLED化を実施しました。 ESCO事業については、所期の目的を達成したことから、予定通り令和2年度で事業を終了し、当初よりエネルギー効率が低くなったコーチェネレーション設備の運用を終了しました。
⑦ 自動車税種別割のグリーン化の制度の見直しがあった際は周知を図ります。	引き続き、自動車税種別割のグリーン化を実施し、制度の周知を図りました。
⑧ 省エネ設備の導入等を金融面から支援していきます。	青森県特別保証融資制度のうち、前向きな取組を支援する「『選ばれる青森』への挑戦資金」において、環境認証取得又は省エネルギー診断を受けた中小企業者が行う省エネ設備の導入等や、中小企業者が行うSDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会に関連する取組を対象としました。（令和2年度融資実績なし）
⑨ 「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改正2版）」及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改正2版）」を活用し、省エネルギーの普及に取り組むとともに、冬期間のハウス栽培の省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。	「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改正2版）」を活用し、省エネルギーの取り組みを進めるとともに、冬の農業 省エネ設備・資材の展示会を1回開催し、木質ペレット等を利用できる暖房機器の紹介を行い、省エネ効果を生産者にPRしました。
⑩ 輸送コストや輸送品質の確保等の課題を解決しつつ、運送事業者による輸送手段の最適化「モーダルミックス」の取組を促進します。	将来のトラックドライバー不足等を見据え、「モーダルミックス」モデル案のPRに取り組みました。
⑪ 下水汚泥の処理方法を見直し、焼却から低炭素型に向けた処理方式の検討をします。	下水汚泥から発生する消化ガスを焼却処分から民間へ売却し、FITを活用した売電事業を実施しました。
⑫ 長期優良住宅やあおもり方式住宅ガイドラインの普及啓発、断熱等の技術講習会の開催等により、住宅の省エネルギー化に関する情報提供等を実施します。	県と住宅関連業界団体で組織する青森県木造住宅生産体制強化推進協議会において、木造住宅の建築に携わる大工や建築士等を対象に、「住宅省エネルギー技術講習会」を開催しました。 また、一定の省エネルギー性能を有した木造住宅を施工する工務店等を紹介した冊子を作成（県HPへ掲載）し、県民の周知を行いました。
⑬ 県内のエネルギー資源量やエネルギー需要のポテンシャルを明らかにしていくとともに、新技術等の活用可能性について検討を行うことにより、売電のみならず、電気や熱の地産地消モデルやエネルギーマネジメントのモデル構築に取り組み、その普及と県内事業者の参入促進を図ります。	エネルギーの地産地消を推進し、県内におけるスマートコミュニティの創出を図るため、県内事業者等からの提案による実践的な地域エネルギー事業モデルの構築に取り組むとともに、県内の主要な産業である農業、水産業及び製造業分野における熱利用を促進するため、自社で発生する排熱を事業所内で活用するオンライン型の未利用熱活用モデルを構築しました。
⑭ 次世代自動車について、低炭素な移動手段としてだけでなく、住宅用太陽光発電を自家消費する場合の蓄電池としての活用や大規模災害発生時の分散型電源として活用できるなど、多様な活用方法についても啓発に取り組み、更なる普及拡大を図ります。	E V・P H Vに関する県民の理解促進を図り、普及拡大につなげるため、親子を対象としたE V模型組み立てを体験するワークショップ、E Vを用いての給電デモを実施する啓発イベントを開催しました。

<p>⑯ 自動車教習所における教習や運転免許証の更新時講習を活用してエコドライブに関する普及啓発活動を継続し、県民へのエコドライブの浸透を図ります。</p>	<p>運転免許取得者に対する教習や運転免許証更新時における講習を活用したエコドライブに関する普及啓発活動により、運転者に対するエコドライブの浸透を図りました。</p>
<p>⑰ 国が設置した「気候変動適応情報プラットフォーム」の活用など、適応策に関する情報収集に努めます。 また、国における気候変動及びその影響の観測・監視や予測の結果、それに対する具体的な施策を踏まえ、本県における気候変動影響のリスク、分野ごとの今後実施すべき適応策及び進行管理の仕組みを検討した上で、推進していきます。</p>	<p>国の第二次気候変動影響評価結果や各部局・市町村の意見等を踏まえ、青森県気候変動適応取組方針（以下。「取組方針」という。）を策定しました。 気候変動適応東北広域協議会が実施している広域アクションプラン策定事業において、府内各部局と協力しながら3つの分科会に参画しました。 気候変動適応情報プラットフォームのホームページに取組方針や親子向けパンフレットを掲載しました。</p>

政策4	県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり	施策2	地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 低炭素社会の構築には、省エネルギー型の社会づくりや適切な森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を進めるとともに、再生可能エネルギーの利活用を進めることが重要です。 ● 今後とも、エネルギーを活用した地域振興を図りながら、低炭素社会づくりに向けた取組を積極的に進めていくことが必要です。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 風力、太陽光、太陽熱、雪氷冷熱、温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用をさらに進めます。 2 再生可能エネルギーの活用に関する先進的プロジェクトや地域が主体となった本県の豊かな再生可能エネルギーの活用等により、日本の低炭素社会づくりへの貢献を進めます。 		【施策関係課】農産園芸課、林政課、エネルギー開発振興課	
施策の展開方向	取組状況		
<p>重① 県内のエネルギー資源量や需要量のポテンシャルを明らかにしていくとともに、新技術等の活用可能性について検討を行うことにより、エネルギーの地産地消やエネルギー・マネジメントのモデル構築及び普及促進に取り組みます。</p>	<p>エネルギーの地産地消を推進し、県内におけるスマートコミュニティの創出を図るため、県内事業者等からの提案による実践的な地域エネルギー事業モデルの構築に取り組むとともに、県内の主要な産業である農業、水産業及び製造業分野における熱利用を促進するため、自社で発生する排熱を事業所内で活用するオンライン型の未利用熱活用モデルを構築しました。</p>		
<p>重② 県内の产学研官金と地域が有する知的・人的・資源的リソースを効果的に連携させることにより、担い手となる人材育成と案件形成の促進に取り組み、地域エネルギー事業の創出を図ります。</p>	<p>県内の产学研官金のエネルギー関係者を会員とする青森県再生可能ネットワーク会議の会員向けに再生可能エネルギー関連情報を周知するメルマガや動画を配信したほか、専用ポータルサイトを通じて、県内における先進的な再生可能エネルギー導入事例の紹介や補助金等の情報発信を行いました。</p>		
<p>③ 省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。</p>	<p>冬の農業 省エネ設備・資材の展示会を1回開催し、木質ペレット等を利用できる暖房機器の紹介を行い、省エネ効果を生産者にPRしました。 冬の寒さを利用して越冬にんじん（雪下にんじん）のブランド化など「冬の農業」の実践事例を集めた冊子を作成し、生産者、市町村、関係団体等に配布しました。</p>		
<p>④ 地域資源を生かした再生可能エネルギーとして木質バイオマスの活用を推進するため、未利用間伐材などの木質資源の有効活用に取り組みます。</p>	<p>木質バイオマスのエネルギー利用の促進に取り組み、木質バイオマス発電施設（八戸市・平川市）で未利用間伐材を活用しました。</p>		

政策5 安全・安心な生活環境の保全	施策1 大気環境の保全
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年の県内の大気環境はおおむね環境基準を達成しており、良好な状態にあるものの、引き続き、大気汚染防止法に基づく常時監視や発生源となる施設への立入検査・指導を通じて、大気汚染の発生を防止する必要があります。 ● 光化学オキシダントは環境基準の超過が見られますが、本県の場合、春季に県内全域で高い濃度が観測されることから、成層圏オゾンの沈降やアジア大陸からの越境汚染の影響が考えられています。 ● 稲わらの焼却については、水田へのすき込みや耕畜連携等による稻わらの有効利用が進んだことにより、徐々に改善が図られているものの、依然として局地的に行われていることから、関係市町村と連携しながら、わら焼防止対策を推進していくことが必要です。 ● 悪臭については、近年では、従来の畜産農業などに係る苦情のほか、ペットや野焼きなど家庭生活における苦情も多く、苦情の内容も多種多様なものとなっており、関係市町村と連携して対応していく必要があります。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染を防止し、環境基準を達成します。 2 悪臭を防止し、良好な大気環境の保全に努めます。 	
【施策関係課】 税務課、環境保全課、食の安全・安心推進課、畜産課	
施策の展開方向	取組状況
① 良好的な大気環境を維持するため、引き続き、大気汚染の状況の常時監視を行うほか、発生源となる施設への立入検査・指導を通じて大気汚染の発生を防止します。	<p>県内の大気汚染の状況について、常時監視を行いました（19測定期）。</p> <p>また、ばい煙及び粉じん関連施設への立入検査やばい煙測定の実施など大気汚染物質の発生源に対する規制指導を実施しました。</p>
② 自動車税種別割のグリーン化の制度改正についての情報収集に努めるとともに、周知活動に取り組んでいきます。	引き続き、自動車税種別割のグリーン化を実施し、制度の周知を図りました。
③ 稲わら焼却ゼロに向け、県と市町村が連携して取り組む稻わら焼却防止・有効利用啓発活動を継続とともに、稻わらの収集・利用の好循環に向け、稻わら収集業者の育成・確保と、高品質な稻わらロールづくりに向けた収集技術体系の構築に取り組みます。	<p>津軽地域の稻作農家が県南地域の畜産農家に稻わらを供給することを目的とした、県内の稻わらマッチングリストを作成・公開し、稻わらの広域流通に取り組んだ結果、29件のマッチングが成立し、3,106トンが有効利用されました。</p> <p>また、令和3年2月に稻わらロールの生産技術や収益性等を内容とする「稻わら収集技術体系マニュアル」が完成しました。</p>
④ 悪臭拡散防止のため、畜産農家の実態に基づき、それぞれの状況に応じた指導を行うほか臭気抑制技術の情報提供を行うとともに、悪臭拡散防止の有効な手段の一つである良質な肥料の生産・利用を推進します。	<p>関係機関と連携し、家畜排せつ物や堆肥の利用のほか、適正管理に関する巡回指導を行いました。</p> <p>大型機械による堆肥等の散布作業の経済効果を検証し、その有効性を確認しました。</p>

政策5	安全・安心な生活環境の保全	施策2	静けさのある環境の保全
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音・振動の苦情件数は、徐々に減少している状況ですが、市町村などの関係機関と連携し、実態把握と適切な対応に努めていく必要があります。 ● 環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」に、本県から「八戸港・蕪島のウミネコ」、「小川原湖畔の野鳥」、「奥入瀬の渓流」、「ねぶた祭・ねぷたまつり」が選ばれており、地域の良好な音環境を保全していく必要があります。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音・振動に関する環境基準の達成・維持を図ります。 2 生活環境における不快な騒音・振動を防止します。 3 地域の良好な音環境の保全を推進します。 			
【施策関係課】 環境保全課、道路課			
施策の展開方向	取組状況		
① 市町村などの関係機関と連携し、生活環境における不快な騒音・振動に適切に対応します。 また、騒音調査を行い騒音の状況を把握するとともに、発生源の監視や立入検査等により、騒音・振動の防止対策を推進します。	<p>県内で実施した騒音調査の結果を取りまとめ、騒音の状況を把握しました（調査地点（市実施分を含む）：自動車騒音36地点、新幹線鉄道騒音9地点、航空機騒音12地点）。</p> <p>また、騒音・振動の発生源である特定工場・事業場や特定建設作業等について、必要に応じて立入検査等を実施しました。</p>		
② 安全・安心な歩行者・通行車両空間の確保のため、引き続き、主に通学路安全プログラムに記載がある箇所の歩道の設置について進捗を図るとともに、舗装や道路附属物の点検・維持・修繕を計画的に進めます。 また、新規要望箇所については、用地買収の目途や、事業に対する地元の熟度等を考慮します。	<p>通学路安全プログラムに記載がある箇所の整備を実施しました。</p> <p>また、前年度に引き続き舗装や小規模付属物の点検・維持・修繕を実施しました。</p>		
③ 環境省選定の「残したい日本の音風景100選」に選ばれた音環境の保全のため、関係機関と連携した情報発信などに取り組んでいきます。	騒音調査や発生源対策により、地域の良好な音環境の保全に努めました。		

政策5 安全・安心な生活環境の保全	施策3 地盤・土壤環境の保全
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本県の地盤環境については、過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向を示しています。 ● 全国的に集中豪雨に伴う山地災害が発生しており、森林の持つ山地災害防止機能を高めていく必要があります。 ● 健康な土壤は、人の健康・生態系の保全にとって重要であり、さらに安全・安心な農産物を生産する最も重要な基盤となることから、重金属類や有機塩素化合物、農薬などによる土壤汚染の未然防止と実態把握を進めていくことが必要です。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 地盤沈下を防止します。 2 有害物質による土壤や地下水の汚染を防止します。 3 土壤汚染区域の把握と適切な浄化を推進します。 4 森林における山地災害防止機能の保全を推進します。 	
【施策関係課】 環境保全課、商工政策課、食の安全・安心推進課、林政課	
施策の展開方向	取組状況
① 市町村などの関係機関と連携し、地盤沈下地域における沈下量や地下水位などの現況を把握するとともに、地盤沈下防止対策を進めます。	地盤沈下地域（青森地区、八戸地区、弘前地区）における沈下量や地下水位の現況のデータにより、それぞれの地区における地盤沈下の状況を把握しました。
② 豪雨等による山地災害の発生箇所について、国の補助事業等を活用し山腹崩壊箇所の復旧整備や土石流を防止する治山ダム等を整備するほか、治山施設の長寿命化に向けた対策に取り組みます。	国の補助事業を活用し林地崩壊箇所の復旧整備や治山ダム等を整備したほか、機能が低下した治山施設の長寿命化に向けた機能強化、老朽化対策を実施しました。
③ 有害化学物質を取り扱う事業場の指導等により、土壤汚染の実態把握及び未然防止を進めます。	水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等の立入検査を行い、必要な指導を行いました。 また、一定規模以上の土地の形質の変更届出について、土壤汚染の有無を確認しました。
④ 坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する流出事故を未然に防ぐため、防災訓練の充実や現場調査及び監視体制の強化等に取り組みます。	県が管理する2鉱山において、半永久的に流出する重金属を含む有害な坑廃水を無害化にする坑廃水処理事業を実施しました。 また、企業が実施する2鉱山の坑廃水処理事業に補助金を交付しました。
⑤ 「環境保全型農業直接支払交付金」の活用拡大に向け、JA生産部会等への働きかけや農業者の取組意向の把握と、関係市町村等への情報提供を通じて、地域ぐるみの取組を促します。	有機農業などの地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、「環境保全型農業直接支払交付金（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）」による支援を行いました（16市町村、26件、面積815ha）。

政策5	安全・安心な生活環境の保全	施策4	化学物質対策の推進
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● ダイオキシン類については、廃棄物の焼却炉からの発生が社会問題となったことから、ダイオキシン類の汚染状況の調査の継続や事業者の自主測定を促すなどの取組を推進しており、本県のダイオキシン類の環境基準は全て達成され、良好な状態で推移しています。 ● 化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、環境中の化学物質の実態把握を進めていく必要があるほか、化学物質の移動や排出などにおいては適切に管理することが必要です。 ● 化学物質に関して住民とのリスクコミュニケーション活動に取り組んでいる事業者は少ない状況ですが、化学物質に関する情報共有、意見交換などに取り組むことにより、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていくことが必要です。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 環境中の化学物質の実態把握に努めます。 2 化学物質の移動や排出などにおける適切な管理と環境リスクの低減を推進します。 			
【施策関係課】環境保全課、保健衛生課、食の安全・安心推進課			
施策の展開方向	取組状況		
① 環境中の化学物質の実態を把握し、化学物質の適正な管理や情報共有と理解の推進を通じて、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていきます。	<p>環境中のダイオキシン類濃度を調査し、現況を把握しました（調査地点（中核市移行分を除く）：大気7地点、公共用水域20地点、底質8地点、地下水10地点、土壤7地点）。</p> <p>ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却炉について、排ガス等の測定を行い、必要な指導を行いました（7施設）。</p> <p>PRTR法に基づく化学物質の移動・排出等に係る届出について、排出量及び移動量を取りまとめ、公表しました（届出数：418件）。</p>		
② 残留農薬検査を実施し、違反発生時には関係部局等と連携して対応することで流通食品の安全を確保します。	<p>9品目の農産物45検体について残留農薬検査を実施したところ、食品衛生法に基づく基準値を超えるものはありませんでした。</p>		
③ 農薬危害防止運動の展開による啓発と農薬管理指導士の確保に取り組みます。特に、市町村等と連携し、住宅地等における農薬の適正な使用方法について周知するほか、生産者の意識向上に取り組みます。	<p>5月～8月を農薬危害防止運動実施期間と定め、市町村、農協等の関係機関に啓発資料（66,000部）を配付し、農薬の適正使用について周知しました。</p> <p>農薬管理指導士の育成のため新規養成研修を実施し、新たに49名を認定しました（令和3年1月末現在の青森県農薬管理指導士認定者数1,174名）。</p>		

政策5	安全・安心な生活環境の保全	施策5	オゾン層保護・酸性雨対策の推進
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● フロン類の適正な回収・処理に向けた取組が進められているものの、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏洩が懸念されています。 ● 酸性雨は、工場の排煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などを招くことから、酸性雨の実態と影響について把握を進める必要があります。 			
【施策の概要】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 フロン類の排出抑制を推進します。 2 モニタリングの実施により酸性雨の影響の把握に努めます。 			
【施策関係課】 環境政策課、環境保全課			
施策の展開方向	取組状況		
① フロン排出抑制法に基づく登録、関連事業者への指導等を行うとともに、オゾン層保護に係る啓発を行います。	フロン排出抑制法に基づき、第一種特定製品の管理者等に対する指導及び立入検査等の事務を行いました。		
② 県内における酸性雨のモニタリング調査を継続し、酸性雨の実態と影響の把握に努めます。	県内2地点において、酸性雨のモニタリング調査を実施し、酸性雨の実態を把握しました。		

政策5	安全・安心な生活環境の保全	施策6	環境放射線対策の推進
【現状と課題】			
<ul style="list-style-type: none"> ● 県では、地域住民をはじめ県民の安全の確保及び環境の保全を図るために、原子力施設周辺で環境放射線等モニタリングを実施し、調査結果を「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」等で検討・評価した後、公表してきました。 ● 引き続き、環境放射線などのモニタリングを適切に行うとともに、施設への立入調査など安全協定の厳正な運用を行い、県民の安全・安心の確保を図っていく必要があります。 ● 大間原子力発電所（大間町）について、事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していく必要があります。 			
【施策の概要】			
環境放射線モニタリング等の充実により、原子力施設周辺地域住民の安全・安心を確保します。			
【施策関係課】 原子力安全対策課			
施策の展開方向	取組状況		
① 環境放射線モニタリングを継続的に実施し、その結果を公表するとともに、安全協定に基づく事業者からの報告の受領などを行い、その結果を公表します。	<p>県内24か所で空間放射線量率を連続測定し、リアルタイムの測定結果をホームページで公表しました。</p> <p>また、原子力施設周辺の環境試料中の放射能測定を行いました。</p> <p>測定結果を四半期毎にとりまとめ「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」等において専門家等の評価・確認を経たうえ、広報紙「モニタリングつうしんあおもり」、新聞広告などで公表しました。</p> <p>安全協定に基づく事業者からの報告、立入調査等により事業者の取組状況を監視するとともに、報告内容及び立入調査の実施状況をホームページで公表しました。</p>		
② 原子力施設の建設や事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していきます。	県内原子力施設に係る環境放射線監視体制の充実・強化を図るために、測定機器などの更新・整備を行いました。		

政策5	安全・安心な生活環境の保全	施策7	環境影響評価の推進		
【現状と課題】					
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。 ● 環境影響評価については、社会経済情勢の変化や新たな環境課題を踏まえた適切な対応が求められることから、環境影響評価に関する技術的な情報の提供や審査技術の向上のための取組を進めていく必要があります。 					
【施策の概要】					
<p>環境影響評価制度を適切に運用し、環境影響評価の結果を事業内容に関する許認可等に反映させることにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保します。</p>					
【施策関係課】環境保全課					
施策の展開方向	取組状況				
① 環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、社会経済情勢や環境課題の変化などに適切に対応するため、環境影響評価に関する情報収集と科学的知見の蓄積に努め、必要に応じて技術指針や対象事業などの見直しを行います。	<p>環境影響評価対象事業について、必要な手続の指導を行うとともに、県ホームページで環境影響評価に関する情報提供を行いました。</p> <p>また、環境影響評価に関する説明会への参加等を通じ、最新の知見の情報収集に努めました。</p>				

政策5	安全・安心な生活環境の保全	施策8	公害苦情・紛争処理の推進		
【現状と課題】					
<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染や水質汚濁、土壤汚染、騒音・振動、悪臭などの公害に関する苦情への対応は、地域の生活環境を保全する上で重要であり、苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが求められます。 ● 公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、紛争当事者からの申請に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。 					
【施策の概要】					
<p>公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応に努めます。</p>					
【施策関係課】環境政策課					
施策の展開方向	取組状況				
① 市町村等の関係機関と連携し、県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害苦情の円滑な処理に資するため、公害苦情調査を実施していきます。	<p>県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情処理状況把握のための公害苦情調査を実施しました。</p>				
② 引き続き、青森県公害審査会による公害紛争の円滑な解決を図っていきます。	<p>令和元年度に受理した調停事件は調停成立となりました。</p> <p>また、新たに調停申請1件を受理しました。</p>				

政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり	施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した取組がさらに広がっていくよう、今後も、子どもから大人までを対象とした幅広い環境教育・学習機会を提供していく必要があります。 ● 大学、NPO、事業者など多様な主体が協働した環境教育・学習機会の提供やその仕組みづくりにより、効果的かつ持続的な環境教育・学習を促進していく必要があります。 ● こうした取組によって、豊かな自然環境を有する「地元あおもり」に対する県民の誇り（シビックプライド）を育み、自然と共生しながら発展する、持続可能な地域づくりに主体的に参画する県民を増やし、あおもりの環境を次世代へと継承していくことが求められます。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 環境について考え、環境に配慮した取組を主体的に実践できる人財を育成するため、子どもから大人までを対象に、環境教育・学習の機会の充実を図ります。 2 環境保全活動や環境教育・学習の担い手となる主体的な人財の育成を推進します。 3 自然体験活動等の機会の場の提供に係る認定制度を適切に運用します。 4 効果的かつ持続的な環境教育・学習の促進のため、大学、NPO、事業者などが協働した環境教育・学習機会の提供やその仕組みづくりを推進します。 	
【施策関係課】 県民生活文化課、環境政策課、学校教育課、生涯学習課	
施策の展開方向	取組状況
① 子どもに対する環境教育の機会の提供として、引き続き、地域の「環境教育専門員」と地域のNPO法人による環境出前講座を、適宜改善を加えながら実施するとともに、環境教育の担い手となる人財の育成などに取り組みます。	県内小学校34校で環境出前講座を71回開催し、1,778名の児童が環境に配慮した行動の実践方法等について、環境教育プログラム（ゲーム形式）により学習しました。 環境教育の担い手となる環境教育専門員の資質向上を目的としたスキルアップ研修会を3回、新規環境教育専門員の認定を目的とした認定研修会を1回開催しました。
② 幼児期の子どもに対する環境学習・環境活動支援として、「こどもエコクラブ」の普及啓発や研修会の開催等を行い、子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動の拡大に取り組みます。	環境活動ネットワーク交流会（③参照）において、「こどもエコクラブ」が作成した壁新聞を掲示し、参加者に活動を紹介しました。
③ 地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るために、環境団体、事業者、大学・高等専門学校などの多様な主体とのネットワークづくりを促進します。	環境団体、事業者及び大学等とのネットワーク強化及び地域の環境保全活動や環境教育の活性化を目的とした環境活動交流会を開催しました（青森市：参加者30名）。
④ 子どもから大人まで幅広い世代に環境保全に関する体験学習の場を提供する「体験の機会の場」の認定数の増加に向けて、自然体験活動や工場見学等を実施している団体等に働きかけていきます。	環境活動ネットワーク交流会（③参照）において、「体験の機会の場の認定」のチラシを配付し、参加者に制度の周知を図りました。
⑤ 県立少年自然の家の活動プログラムの改善と開発に取り組むとともに、自然環境に係る自然の家の機能と効果的な活用について、周知を進めていきます。	活動プログラムの改善、開発、周知に取り組んだところ、2施設において、合計667団体延べ28,179名の利用がありました。
⑥ 地域にある施設や関係機関等と連携するなどして体験活動の充実を図り、地域の特性を生かした環境教育を推進していきます。	環境教育に係る教育活動についての調査結果を市町村教育委員会と共有しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、地域での活動を自粛する学校が多かったところです。

⑦ 消費者が、自らの消費生活に関する行動が、地球環境や社会経済情勢に影響を及ぼし得るものであることを自覚できるよう、消費者向けの各種講座の中で、環境に負荷の少ない商品・サービスの選択や食品ロスの削減など、環境に配慮した消費生活に関する学習の機会を提供するとともに、各種リーフレット等による啓発に取り組みます。

○中学校

中南地区・下北地区の社会科や家庭科などの教員を対象にエンカル消費等に係る研修を行いました。

○高等学校

県が作成した「消費の力で未来は変わる！」リーフレットを県内全高等学校の1年生に配付しました。

○特別支援学校

県が作成した「消費の力で未来は変わる！」リーフレットを県内全特別支援学校に配付しました。

○大学

県内5大学と連携し、エシカル消費に係る講演等を行う「消費生活フェスタ」を開催しました。（70名参加）

○つがる市と三戸町でエシカル消費等に係る「消費者フォーラム」を開催しました。（つがる市：86名参加、三戸町：57名参加）

○SDGsや環境に係る消費生活大学講座を2回開催しました。（SDGs：213名参加、環境：130名参加）

政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり	施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が大きな要因となっていることから、一人ひとりの県民や各事業者が、自分事として日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルやビジネススタイルに転換していくことが必要です。 ● 私たちのライフスタイルやビジネススタイルを変えていくためには、自分たちの行動が環境にどの程度の影響を与えているのかを把握し、さらに行動の変化による成果を知る「見える化」の取組が重要です。 ● また、環境配慮への取組を一層促進していくためには、県民や事業者の環境配慮を誘引する取組が重要であるとともに、家庭や事業者などが相互に連携・協力し、楽しみながら環境に配慮した取組を継続できる仕組みづくりを進めていく必要があります。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 環境配慮行動の実践による成果や身近で効果的な取組事例の「見える化」などを通じて、県民や事業所などによる環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促進します。 2 事業所等による社会的責任に基づく環境保全の取組を促進します。 3 県民、事業者、地域が相互に連携・協力し、楽しみながら環境に配慮した取組を継続できる仕組みづくりを推進します。 	
【施策関係課】 環境政策課、林政課	
施策の展開方向	取組状況
① 産業部門及び業務その他部門対策として、寒冷地という青森の地域性に適合した継続的な省エネ活動の仕組みづくり、金融機関とも連携した省エネ情報から省エネ設備導入までの一貫した支援により、事業者による自主的な省エネ対策の取組を促進します。	<p>エネルギー管理システムについて、前年度作成したマニュアルのモデル事業者による運用を行ったほか、設備導入事例等の情報提供を目的とした動画を作成しました。</p> <p>省エネ診断を8件実施、国の補助金活用等18件の相談に対応しました。</p>
② 家庭部門対策として、地球温暖化対策を自分事として捉え、実践につながるよう、日常生活に密着したコストメリットなど環境配慮行動を促す情報発信や啓発活動を促進します。	<p>家庭における環境配慮行動「住まいのエコ活」を普及・推進するため、窓やドアの断熱をテーマとした動画等を作成しYoutube、twitterで配信しました。</p> <p>次年度以降、この動画等を活用したホームセンターでのPR活動を展開することとしています。</p>
③ 青森県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおもりなどの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」の一層の拡大を図り、県民・事業者等の環境配慮行動を促進するとともに、環境に配慮した事業活動の面的な拡大を図ります。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小しましたが、メールマガジン等により、県民・事業者等へ対する情報発信を重点的に実施しました。</p>
④ 県の広報媒体、各種イベント等を活用し、J-クレジット制度について広報し、県民の認知度向上を推進するとともに、県内外の企業及び団体への働きかけによりクレジットの販売を促進します。	<p>各種イベント会場でPRパンフレットを配布し、参加者に制度の周知を図りました。</p> <p>クレジット購入を検討している相談者やクレジット販売仲介業者に対して、積極的に販売PRを行った結果、46t-CO₂のクレジットを販売しました。（前年比：139%）</p>

政策 6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり	施策 3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● これまでもホームページや広報紙、メールマガジンなどを通じて、様々な環境情報を提供してきましたが、環境については対象となる分野が広く、複数の部局や市町村等多くの行政機関により多様な取組が行われているため、情報が点在してしまいがちなことが課題となっています。 ● 環境に関する情報を体系的に収集・整備し、一元的に提供するとともに、できるだけ分かりやすく伝えていくことが求められています。 ● 各主体による活動や研修・交流機会などを通じて形成されるネットワークや仲間は、さらに取組を進める財産となるものであり、環境教育・学習や環境保全活動を一層推進するためのネットワークづくりを引き続き進めていく必要があります。 	
【施策の概要】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の環境に関する情報や環境保全活動、環境保全団体に関する情報提供の充実を図ります。 2 各主体が協働した環境教育・学習や環境保全活動を推進するため、地域の環境保全活動を担う環境NPOなどの団体と各主体とのネットワークづくりを推進します。 	
【施策関係課】環境政策課	
施策の展開方向	取組状況
① 環境に関する情報や環境保全活動などの情報収集とホームページなどを通じた分かりやすい情報発信に取り組みます。	<p>環境問題や施策、エコライフ及び環境教育・環境学習に関する情報を広く県民に提供するため、あおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運用しています。</p> <p>青森地球温暖化防止活動推進センターと連携して、環境に関する情報をメールにて提供しています。</p>
② 県内大学と協働し、大学による環境教育モデルの形成に向けた仕組みづくりに取り組むとともに、地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、研修・交流機会などを通じて、環境団体・事業者などの多様な主体とのネットワークづくりを促進します。	<p>県内3大学に環境教育モデル事業を委託し、体験型環境教育モデル事業を実施しました。</p> <p>環境団体、事業者及び大学等とのネットワーク強化及び地域の環境保全活動や環境教育の活性化を目的とした環境活動交流会を開催しました（青森市：参加者30名）。</p>

3 目標設定指標の達成状況

「目標設定指標」の目標値・期待値に対する「達成状況」を以下のとおり記載しています。

達成状況	表記
目標達成	◎
達成率80%以上100%未満	○
80%未満	△
計画策定期実績から変化なし	□
計画策定期実績より悪化	▼

$$\cdot \text{達成率} = \frac{\text{直近値} - \text{計画策定期実績}}{\text{目標値} \cdot \text{期待値} - \text{計画策定期実績}} \times 100$$

※上記の計算方法がなじまない指標については、「◎」

「□」「▼」のみで表記

- ①目標値・期待値が「現状値以上」「増加」「減少」の指標(指標1-1-1、1-1-2、2-2-1、4-1-3、4-1-4、4-1-7、6-1-1、6-1-2)
- ②目標値・期待値が「0件」で現状値が「0件」または「1件」の指標(指標2-2-2、3-3-2、5-3-1)

37の指標の内訳は、「◎」が12、「○」が0、「△」が11、「□」が1、「▼」が11、現状値がない指標が2となっています。

達成状況が「△」「□」「▼」の指標については、目標値・期待値と直近値の増減状況比較の数値及び直近値の現状及び目標達成にむけた今後の取組等を記載しています。

【目標設定指標一覧】

指 標	現状 (計画策定時)		目標値・期待値		直近値	
	指標の説明	年度等	実績①	年度等	数値②	年度等
政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり						
施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全						
1-1-1 河川におけるBODの環境基準達成率(%) ふるさとの森と川と海保全地域の河川における生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成率	H30 (2018)	96.4	各年度	現状値以上	R1 (2019)	96.4
1-1-2 公共用水域(海域)のCODの環境基準達成率(%) 公共用水域(海域)の化学的酸素要求量(COD)が環境基準を達成している割合	H30 (2018)	96.4	各年度	現状値以上	R1 (2019)	96.4
1-1-3 公共用水域の環境基準達成率(%) (BOD又はCOD) 河川、湖沼、海域の環境基準を達成している割合	H30 (2018)	95	各年度	90%以上	R1 (2019)	94
1-1-4 污水処理人口普及率(%) 下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併処理浄化槽等の各事業による処理人口の合計／県全体の行政人口	H30 (2018)	80.0	R7 (2025)	88.0%以上	R2 (2020)	80.9
1-1-5 十和田湖のCODの年間平均値(mg/リットル) 十和田湖の水質環境基準点(中央)における年間平均値	H30 (2018)	1.3	各年度	1.0mg/L以下	R1 (2019)	1.4
1-1-6 十和田湖の透明度の年間平均値(m) 十和田湖の水質基準点における透明度の年間平均値	H30 (2018)	11.9	各年度	12m以上	R1 (2019)	10.9
施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進						
1-2-1 自然ふれあい体験プログラム利用者数(人) 県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラムの利用者数(年度集計)	H30 (2018)	779	R5 (2023)	1,000人	R2 (2020)	735
施策3 森林の保全と活用						
1-3-1 再造林率(民有林)(%) 民有林における再造林率	H30 (2018)	27.1	R5 (2023)	40%	R2 (2020)	32.0
施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進						
1-4-1 青森県特別栽培農産物認証制度取組面積(ha) 化学合成農薬や化学肥料を使用しない、または地域の使用量の半分以下に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として県が認証する当該制度による取組の面積	H30 (2018)	436	R3 (2021)	700ha	R2 (2020)	450

達成状況 (増減状況比較：③-①/②-①)	直近値の現状及び目標達成にむけた今後の取組等
◎	
◎	
◎	
△ (0.9%増/8.0%以上増)	全体計画の見直しを検討・実施しながら、計画を着実に実行し、汚水処理人口普及率を向上させる。漁業集落排水施設については、令和2年度末までに全19施設で共用開始済。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が課題と考えており、引き続き、浄化槽設置整備事業を実施する市町村に対して補助金を交付するなど、汚水処理人口普及率の向上に取り組んでいく。
▼ (0.1mg/L増/0.3mg/L以上減)	CODは、近年横ばい傾向にあるため、水質改善に向けて、引き続き、湖内及び流入河川の水質調査の実施や環境保全意識の啓発等に取り組んでいく。
▼ (1.0m減/0.1m以上増)	透明度は、近年12mを下回っている状況にあるため、水質改善に向けて、引き続き、湖内及び流入河川の水質調査の実施や環境保全意識の啓発等に取り組んでいく。
▼ (44人減/221人増)	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体験プログラムを中止、または定員や期間を縮小して開催したことから、利用者数が減少した。今後もウェブサイトなどを通じて効果的な情報発信を行い、利用者増に向けて取り組んでいく。
△ (4.9%増/12.9%増)	適切な森林管理により、再造林率は増加傾向にある。目標達成にむけて、引き続き適切な森林管理に取り組んでいく。
△ (14ha増/264ha増)	1 生産者当たりの取組面積は増加しているものの、取組者数が横ばいのため目標未達となっている。なお、農業経営体数自体が計画設定時の55%と大幅に減少している中にあって特別栽培の取組者数は維持している状況である。新規就農者や意欲的な生産者を対象とした「エコ農業チャレンジ塾」等の実施により取組者数の増加を図る。

指標	現状 (計画策定時)		目標値・期待値		直近値							
	年度等	実績①	年度等	数値②	年度等	実績③						
政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり												
施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用												
1-6-1 白神山地入込者数(人)	H29 (2017)	304,015	R5 (2023)	427,000人	R1 (2019)	324,613						
白神山地主要観光地の入込者数(暦年集計)												
政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造												
施策2 良好的景観の保全と創造												
2-2-1 景観フォーラム等参加者数(人)	H30 (2018)	93	各年度	現状値以上	R2 (2020)	0						
景観フォーラム、景観学習教育等への参加者数												
2-2-2 景観法及び県景観条例等の違反件数(件)	H30 (2018)	0	各年度	0件	R2 (2020)	0						
同上												
政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり												
施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進												
3-1-1 1人1日当たりのごみ排出量(g)	H30 (2018)	1,002g	R2 (2020)	980g	R1 (2019)	1,003g						
1日1人当たりのごみ排出量												
3-1-2 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(g)	H30 (2018)	680g	R2 (2020)	680g	R1 (2019)	682g						
1日1人当たりの生活系ごみ排出量												
3-1-3 1人1日当たりの事業系ごみ排出量(g)	H30 (2018)	322g	R2 (2020)	300g	R1 (2019)	321g						
1日1人当たりの事業系ごみ排出量												
3-1-4 ごみのリサイクル率(%)	H30 (2018)	14.5%	R2 (2020)	25%	R1 (2019)	14.3%						
ごみリサイクル率												

達成状況 (増減状況比較 : ③-①/②-①)	直近値の現状及び目標達成にむけた今後の取組等
△ (20,598人増/122,985人増)	<p>白神山地の観光入込客数は、震災前の平成22年の42万7千人を目標としているが、直近の数字である令和元年は約32万人で、未だ震災前の水準に戻っていない。この主な要因としては、平成27年に発生した暗門渓谷ルートにおける落石と見られる事故による立入制限の影響等で、白神山地を代表する観光スポット「暗門の滝」への入込が大きく減ったことや、土砂崩れにより4年半ほど通行止めとなっていた鰺ヶ沢町側からのアクセス道路、町道赤石渓流線が令和元年夏に復旧し、「くろくまの滝」へ行けるようになったものの、開通期間が短く、本来の入込に戻らなかつたことによるものと考えられる。</p> <p>今後も白神山地ビジターセンターのウェブサイトなどを通じて、効果的な情報提供を行い、入込者数増に向けて取り組んでいく。</p>
▼ (93人減/93人以上)	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景観フォーラムの開催を中止したこと等から、実績はなかった。</p> <p>景観フォーラムをオンライン開催や動画配信することにより、コロナ禍でも県民の景観形成意識の向上を図れるよう努める。</p>
◎	
▼ (1g増/22g減)	<p>市町村別では、増加が26団体、減少が14団体となっており、新型コロナウイルス感染症の影響で増加した。</p> <p>3Rや適正分別に対する意識不足・取組不足等があることから、意識転換・取組強化のための啓発活動等を行う。</p>
▼ (2g増/±0g)	<p>市町村別では、増加が26団体、減少が14団体となっており、巣ごもり消費等により増加した。</p> <p>3Rや適正分別に対する意識不足・取組不足等があることから、意識転換・取組強化のための啓発活動等を行う。</p>
△ (1g減/22g減)	<p>市町村別では、増加が19団体、減少が20団体、横ばいが1団体となっており、事業活動の低下等により減少した。</p> <p>3Rや適正分別に対する意識不足・取組不足等があることから、意識転換・取組強化のための啓発活動等を行う。</p>
▼ (0.2%減/10.5%増)	<p>市町村別では、上昇が12団体、低下が26団体、横ばいが2団体となっており、適正分別の不徹底等により低下した。</p> <p>3Rや適正分別に対する意識不足・取組不足等があることから、意識転換・取組強化のための啓発活動等を行う。</p>

指標	現状 (計画策定時)		目標値・期待値		直近値	
指標の説明	年度等	実績①	年度等	数値②	年度等	実績③

政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり

施策3 廃棄物の適正処理の推進						
3-3-1 災害廃棄物処理計画策定市町村数	R1.12末 (2019)	4	R5 (2023)	40	R3.3末 (2020)	10
3-3-2 建設系廃棄物の大規模不法投棄件数(件)	H30 (2018)	1	R12 (2030)	0件	R1 (2019)	1

政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり

施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進						
4-1-1 温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	H28 (2016)	15,709	R12 (2030)	11,300 千t-CO ₂	H30 (2018)	14,638
4-1-2 二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂)	H28 (2016)	14,214	R12 (2030)	11,065 千t-CO ₂	H30 (2018)	13,074
4-1-3 家庭部門における1人当たり二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	H28 (2016)	2.81	R12 (2030)	減少	H30 (2018)	2.42
4-1-4 業務その他部門における床面積(m ²)当たり二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	H28 (2016)	180	R12 (2030)	減少	H30 (2018)	143
4-1-5 産業部門の二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂)	H28 (2016)	4,777	R12 (2030)	4,274 千t-CO ₂	H30 (2018)	4,810
4-1-6 運輸部門の二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂)	H28 (2016)	2,130	R12 (2030)	1,376 千t-CO ₂	H30 (2018)	1,992
4-1-7 次世代自動車普及率(%)	H29 (2017)	12.8	R5 (2023)	増加	R1 (2019)	15.9
電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車普及率						

達成状況 (増減状況比較 : ③-①/②-①)	直近値の現状及び目標達成にむけた今後の取組等
△ (6市町村増/36市町村増)	小規模な市町村では人員不足等により計画策定が進まないなどの事情が見受けられることから、このような市町村でも計画策定が進むような方策を検討する。
□	建設系廃棄物の不法投棄件数は変化がないものの、建設系廃棄物以外も含めた不法投棄件数全体は減少（4件→1件）している状況である。 目標達成に向け、引き続き排出事業者に対する指導、建設系廃棄物の適正処理の周知・啓発を継続していく必要がある。
△ (1,071千t-CO ₂ 減 /4,409千t-CO ₂ 減)	
△ (1,140千t-CO ₂ 減 /3,149千t-CO ₂ 減)	
◎	2030年度の温室効果ガス排出量削減目標（全体で△31%（2013年度比））の達成に向けては順調に推移。引き続き、各分野における排出削減の取組を推進していく。 ※直近値算定方法は、現状値・目標値の算定方法と一部異なるため、正確な比較とならない。
◎	なお、国においては、令和2年10月に2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、令和3年6月には、改正地球温暖化対策推進法が公布されたほか、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画の見直しを進めているところであり、本県においても、これらの状況等を踏まえ、令和3年2月定例会において、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組むことを表明し、この新たな目標に向け、県計画を改定することとしている。
▼ (33千t-CO ₂ 増/503千t-CO ₂ 減)	
△ (138千t-CO ₂ 減/754千t-CO ₂ 減)	
◎	

指 標	現状 (計画策定時)		目標値・期待値		直近値	
	年度等	実績①	年度等	数値②	年度等	実績③
政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり						
施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進						
4-2-1 木質ペレット生産量(t) 化石燃料の代替エネルギーとして利用する木質バイオマス燃料の生産量	H29 (2017)	3,094	R5 (2023)	2,500以上	R2 (2020)	3,033
	H30 (2018)	70.0	R2 (2020)	73.0%	R2 (2020)	70.4
政策5 安全・安心な生活環境の保全						
施策1 大気環境の保全						
5-1-1 大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）(%) 同上	H30 (2018)	98	各年度	100%	R1 (2019)	100
施策2 静けさのある環境の保全						
5-2-1 自動車騒音の環境基準達成率(%) 環境基準が設定されている地域における自動車騒音の環境基準達成率	H30 (2018)	99.7	各年度	100%	R1 (2019)	99.2
施策3 地盤・土壤環境の保全						
5-3-1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出による土壤汚染の発見件数(件) 同上	H30 (2018)	0	各年度	0件	R1 (2019)	0
施策4 化学物質対策の推進						
5-4-1 ダイオキシン類の環境基準達成率(%) 大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壤のダイオキシン類の環境基準達成率	H30 (2018)	100	各年度	100%	R1 (2019)	100
政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり						
施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり						
6-1-1 環境教育に係る全体計画を作成している小中学校の割合(%) 小中学校の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において、それらの特性に応じ、また、それらを相互に関連させながら、環境教育に係る全体計画を作成している学校の割合	H30 (2018)	66.7	R5 (2023)	増加	R2 (2020)	67.8
6-1-2 環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合(%) 同上	H30 (2018)	90.5	R5 (2023)	増加	R2 (2020)	76.6

達成状況 (増減状況比較 : ③-①/②-①)	直近値の現状及び目標達成にむけた今後の取組等
◎	
△ (0.4%増/3.0%増)	<p>剪定枝粉碎機の開発、導入を促進し、チップ処理後に堆肥化するなどの有効利用を進めたものの、処理コストや粉碎機の老朽化などの問題から目標を達成できなかった。</p> <p>今後は、地域ぐるみでの剪定処理体制を整備する等の対策を検討し、剪定枝のバイオマス利用促進を図る。</p>
◎	
▼ (0.5%減/0.3%増)	<p>自動車騒音の環境基準達成率は、概ね良好な状況にあるが、静けさのある環境の保全に向けて、環境基準を設定している各市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市）における一層の取組が必要である。</p>
◎	
◎	
◎	
▼ (13.9%減/90.5%より増加)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、計画していた活動を中止した学校があったため、割合が減少した。コロナ禍においても感染防止策の徹底や保護者などの理解・協力を前提に、市町村教育委員会に対して実施に向けての配慮をお願いする。</p>

指 標	現状 (計画策定時)		目標値・期待値		直近値	
	年度等	実績①	年度等	数値②	年度等	実績③
政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり						
施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり						
6-1-3 環境出前講座等参加者数（人） 学校や地域で実施する環境出前講座等への参加人数	H30 (2018)	2,961	R5 (2023)	3,000人	R2 (2020)	1,981
施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり						
6-2-1 地域における環境保全活動に参加している人の割合（%） 県民アンケートで、地域における環境保全活動に「いつも参加している」または「だいたい参加している」と回答した人の割合	H30 (2018)	16.7	R4 (2022)	20%	—	
6-2-2 あおもりECOにこオフィス／ショップ認定事業所数（件） 省エネやレジ袋の削減など環境に配慮した取組を行っている事業所を県が認定する「あおもりECOにこオフィス」、「あおもりECOにこショップ」の認定事業所数	H31.3末 (2018)	1,198	R4 (2022)	1,300件	R3.3末 (2020)	1,223
6-2-3 専任又は兼任の環境担当者が配置されている事業所の割合（%） 事業者アンケートで、事業所内に環境問題に取り組むための担当者（専任又は兼任）が配置されていると回答した事業所の割合	H30 (2018)	43	R4 (2022)	50%	—	

達成状況 (増減状況比較 : ③-①/②-①)	直近値の現状及び目標達成にむけた今後の取組等
▼ (980人減/39人増)	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2学期のみの実施となつたため、参加者数が大幅に減少した。 コロナ禍においても小学生が安心して環境出前講座を受講できるよう感染防止対策を徹底する。
—	アンケートは4年に1回の実施としている。
△ (25件増/102件増)	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、普及啓発活動が制限され認定件数がやや伸び悩んでいるが、脱炭素社会に向けた取組促進の一環として積極的な広報等に努める。
—	アンケートは4年に1回の実施としている。

4 モニタリング指標の状況

指 標	推移					
	年度等	実績	年度等	実績	年度等	実績
政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり						
施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進						
1-2-a 自然公園内観光地点入込客数（千人） 国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込者数（暦年集計）	H28 (2016)	7,816	H29 (2017)	7,741	H30 (2018)	7,699
施策5 野生動植物の保護・管理						
1-5-a 特定計画が策定されている鳥獣数（種） 第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画及び希少鳥獣保護計画が策定されている鳥獣数	H28 (2016)	1	H29 (2017)	2	H30 (2018)	2
施策7 温泉の保全						
1-7-a 県内の温泉総湧水量に占める動力泉の割合（%）（暦年集計） 同上	H27 (2015)	91.2	H28 (2016)	91.2	H29 (2017)	91.4
政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造						
施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造						
2-1-a 一人あたり都市公園等面積(m ² /人) 都市計画区域内における人口一人あたりの都市公園面積	H29.3末 (2016)	18.0	H30.3末 (2017)	18.1	H31.3末 (2018)	18.2
2-1-b 農林漁家民宿泊宿泊者数(人)（年度集計） 農林漁家民宿への宿泊者数	H29 (2017)	6,658	H30 (2018)	5,945	R1 (2019)	7,001
施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用						
2-3-a 三内丸山遺跡センター見学者数(千人) 同上					R1 (2019)	192
政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり						
施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進						
3-1-a あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定事業所数（件） 食品ロス削減につながる取組を行っている事業所を県が認定する「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」の認定事業所数			H31.3末 (2018)	161	R2.3末 (2019)	166
施策2 資源循環対策の推進						
3-2-a リサイクル製品認定数 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例に基づき知事が認定するリサイクル製品の認定数（累計）	H30.3末 (2017)	362	H31.3末 (2018)	368	R2.3末 (2019)	367
3-2-b 下水汚泥（公共下水道）のリサイクル率（%） 下水汚泥の処理量のうちコンポスト化やセメント原料化などにより有効利用した割合	H28 (2016)	92.2	H29 (2017)	91.7	H30 (2018)	92.0
施策3 廃棄物の適正処理の推進						
3-3-a 産業廃棄物不法投棄等の発見件数（件） 産業廃棄物不法投棄等の発見件数	H28 (2016)	104	H29 (2017)	84	H30 (2018)	62
3-3-b 産業廃棄物不法投棄等の解決件数（件） 産業廃棄物不法投棄等の解決件数	H28 (2016)	50	H29 (2017)	37	H30 (2018)	30

直近値	
年度等	実績
R1 (2019)	7,808
R2 (2020)	2
R1 (2019)	91.9
R2.3 (2019)	18.3
R2 (2020)	2,298
R2 (2020)	76
R3.3末 (2020)	167
R3.3末 (2020)	353
R1 (2019)	92.1
R1 (2019)	40
R1 (2019)	26

指 標	推移					
	年度等	実績	年度等	実績	年度等	実績
政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり						
施策3 廃棄物の適正処理の推進						
3-3-c 優良産廃処理業者認定件数（件） 通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者として、県及び政令市（中核市）が審査し認定している業者の数					H31.3末 (2018)	80
政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり						
施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進						
4-2-a 風力発電導入量（Kw） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている風力発電の導入量	H28.3末 (2015)	365,763	H29.3末 (2016)	385,263	H30.3末 (2017)	417,463
4-2-b 太陽光発電導入量（Kw） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている太陽光発電の導入量	H27.3末 (2014)	132,950	H28.3末 (2015)	337,610	H29.3末 (2016)	482,283
4-2-c 太陽光発電導入件数（件） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている太陽光発電の導入件数	H27.3末 (2014)	9,076	H28.3末 (2015)	10,566	H29.3末 (2016)	11,693
4-2-d バイオマス発電導入量（Kw） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されているバイオマス発電の導入量	H29.3末 (2016)	13,834	H30.3末 (2017)	26,234	H31.3末 (2018)	26,287
4-2-e バイオマス発電導入件数（件） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されているバイオマス発電の導入件数	H27.3末 (2014)	2	H28.3末 (2015)	4	H29.3末 (2016)	5
4-2-f 水力発電導入量（Kw） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている水力発電の導入量	H27.3末 (2014)	1,817	H28.3末 (2015)	1,817	H29.3末 (2016)	1,817
4-2-g 水力発電導入件数（件） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている水力発電の導入件数	H27.3末 (2014)	7	H28.3末 (2015)	7	H29.3末 (2016)	7
政策5 安全・安心な生活環境の保全						
施策3 地盤・土壤環境の保全						
5-3-a 一定の規模以上の土地の形質の変更届出件数（件） 一定規模以上の土地の形質を変更しようとする時は、その旨を県に届け出る必要があり、県は当該土地において特定有害物質による土壤汚染のおそれがある場合には、その土地所有者等に対し当該土地の土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命令することができる。 「目標設定指標5-3-1;土壤汚染の発見件数」の関連指標	H28 (2016)	81	H29 (2017)	75	H30 (2018)	65

直近値	
年度等	実績
R2.3末 (2019)	87
R2.3末 (2020)	511,443
R2.3末 (2020)	737,465
R2.3末 (2020)	15,257
R2.3末 (2020)	101,236
R2.3末 (2020)	8
R2.3末 (2020)	2,478
R2.3末 (2020)	9
R1 (2019)	93

指 標	推移					
	年度等	実績	年度等	実績	年度等	実績
政策5 安全・安心な生活環境の保全						
施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進						
5-5-a 降水のpH 青森市における降水のpHの年間平均値	H28 (2016)	4.8	H29 (2017)	4.8	H30 (2018)	4.8
施策6 環境放射線対策の推進						
5-6-a 空間放射線量測定地点数（連続測定） 各原子力施設周辺の空間放射線量の連続測定地点数	H28 (2016)	24	H29 (2017)	24	H30 (2018)	24
施策7 環境影響評価の推進						
5-7-a 環境影響評価の審査指導状況（件） 環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に基づき、審査指導を行った環境影響評価図書の件数	H28 (2016)	20	H29 (2017)	19	H30 (2018)	20
施策8 公害苦情・紛争処理の推進						
5-8-a 公害苦情件数と処理件数（件） 市町村及び県の各地域県民局環境管理部において受け付けた公害苦情の件数及び当該窓口で直接処理された件数（いずれも繰越件数を含む） ※上段は苦情件数、下段は苦情件数のうち直接処理件数	H28 (2016)	518 - 407	H29 (2017)	494 - 381	H30 (2018)	513 - 389
政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり						
施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり						
6-1-a こどもエコクラブ加入率（人口千対） こどもエコクラブ加入者数／各年10月1日現在の推計人口（総務省統計局）の20歳未満人口 ※上段は青森県の数値、下段の（）内の数値は東北6県の平均値	H28 (2016)	7.62 (5.28)	H29 (2017)	7.43 (5.22)	H30 (2018)	9.24 (5.83)
施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す仕組みづくり						
6-2-a 環境マネジメントシステム導入組織数（事業所） 環境マネジメントシステム（ISO14001、EA21、KEESなど）を導入している県内の事業所数	H29.3末 (2016)	257	H30.3末 (2017)	227	H31.3末 (2018)	235
施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり						
6-3-a 環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数（団体） 同上	H28 (2016)	118	H29 (2017)	120	H30 (2018)	116

直近値	
年度等	実績
R1 (2019)	4.8
R2 (2020)	24
R1 (2019)	8
R1 (2019)	$\begin{array}{r} 432 \\ \hline 408 \end{array}$
R1 (2019)	7.82 (8.84)
R2.3末 (2019)	231
R2 (2020)	116

5 取組状況等点検結果総括

【政策1】自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり

① 「施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全」

本県の水環境は、公共用水域（河川、湖沼、海域）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）達成率が90%を超える割合で推移しており、おおむね良好な状態にあります。一方、汚水処理人口普及率(80.9%)は目標値(令和7年度88%以上)及び全国の汚水処理人口普及率(92.1%)と比較して低い状況にあることから、全体計画の見直しを検討・実施しながら、計画を着実に実行し、普及率を向上させるよう努めます。

② 「施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進」

県内の国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込者数及び県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数とも利用状況は横ばいの傾向にあることから、令和2年度は、自然公園の保護意識向上と適正な利活用促進を図るため、ウェブサイトを開設するとともに、ルールブックを作成・配布しました。また、外国人を含む自然公園利用者と接するスタッフ（県内ガイド、自然公園指導員等）を対象として、規制、ルール・マナーの伝達のためのスキルアップ研修を行いました。さらに、県立自然ふれあいセンター及び白神山地ビジターセンターにおいて自然観察会等を実施し、自然とふれあう機会を提供したほか、県立自然ふれあいセンターのホームページをリニューアルしました。今後も自然環境の保全と適切な利用の両立を図るため、効果的な情報発信を行います。

③ 「施策3 森林の保全と活用」

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止など多くの多面的機能を有し、私たちの生活と深くかかわっていることから、健全な森林の育成・保全が求められているところであります。引き続き、適切な森林管理を図っていく必要があるほか、松くい虫やナラ枯れ被害の防除対策を継続します。

④ 「施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進」

里地里山や農山漁村の保全のため、ビオトープの整備、エコファーマーによる特別栽培農産物などの「環境にやさしい農業」、グリーン・ツーリズム及び農林水産部の公共事業を契機とした「環境公共」など

に取り組んでおり、特別栽培農産物については、1生産者当たりの取組面積は増加しているものの、取組者数が横ばいの状況であることから、新規就農者や意欲的な生産者を対象とした「エコ農業チャレンジ塾」等の実施により取組者数の増加を図ります。

⑤ 「施策5 野生動植物の保護・管理」

野生動物の適切な保護・管理を行っていくためには、保護管理計画の策定とともに、被害防除対策の担い手となる狩猟者の確保・育成が重要であることから、引き続き、保護管理計画の策定及び計画に基づく捕獲の推進、狩猟に関する普及啓発、狩猟者の確保・育成を推進します。

⑥ 「施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用」

白神山地及び周辺施設への入込者数は増加傾向にあるものの、令和5年度の目標値までは開きがあることから、白神山地の価値や魅力を伝えるため、令和2年度は「白神山地VR（バーチャルリアリティ）体験×写真展」を開催したところあり、今後も入込者数の増加に向け、白神山地ビジターセンターのSNSなどを通じ、効果的な情報発信を行います。

また、白神山地ビジターセンターの入館者数も減少傾向にあることから、同センターの展示コンテンツを強化します。

⑦ 「施策7 温泉の保全」

温泉掘削、動力装置、採取等の許可及び立入調査を行い、温泉湧出量の影響や安全性の確保に努めていますが、引き続き、温泉の適正利用と温泉資源の保全を図ります。

【政策2】県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

① 「施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造」

1人当たりの都市公園等面積及び農林漁業体験民宿宿泊者数は増加傾向にあり、身近に緑や水にふれあえる生活環境の整備が図られてきているところですが、引き続き、整備を推進するとともに、緑づくりに係る県民等の主体的な参加を推進するため、継続的な情報発信を行います。

② 「施策2 良好的な景観の保全と創造」

良い景観の保全・形成のために、法や条例による規制を行うとともに、「景観の日」を中心とした

普及啓発事業に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景観フォーラム等が開催中止となりました。コロナ禍であっても景観づくりを推進できるよう、景観フォーラムのオンライン開催や動画配信により、県民の景観形成意識の向上を図れるよう取り組みます。

③ 「施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用」

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産登録に登録されたことから、遺跡群の保全や遺跡群の価値や魅力の情報発信に取り組むとともに、歴史的・文化的遺産である建造物、遺跡、文化財及び伝統芸能などの保存の取組を推進するため、引き続き、これらの歴史的・文化的遺産に関する保全や調査研究及び県内外への情報発信を行います。

【政策3】県民みんながチャレンジする循環型社会づくり

① 「施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進」

県民1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率ともに着実に改善してきましたが近年は横ばい傾向です。また、全国値との比較では下位にあるため、「もったいない・あおもり県民運動」の継続による古紙リサイクル、生ごみ及び事業系食品ロス対策及びプラスチックごみの発生抑制などの取組促進の啓発活動等を行います。

② 「施策2 資源循環対策の推進」

産業廃棄物のリサイクル推進のため、リサイクル製品の認定、建設廃棄物等のリサイクルや下水汚泥のリサイクルに取り組んでいますが、引き続き、リサイクルの推進や稻わら、未利用間伐材、ホタテの貝殻など未利用資源の活用のための取組を推進します。

③ 「施策3 廃棄物の適正処理の推進」

産業廃棄物の不法投棄などの状況は、年々悪質・巧妙化しており早期解決が困難になってきています。産業廃棄物の発見件数に対する解決件数は近年おおむね50%前後で推移している状況ですが、依然として不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、排出事業者や処理業者に対する立入調査や監視活動のほか、建設系廃棄物の適正処理の周知・啓発を継続します。

【政策4】県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり

① 「施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進」

本県の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降の火力発電の増加によって化石燃料消費量が増えたことなどにより、一時増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。しかしながら、本県における温室効果ガス削減目標の達成のために、県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくなど、脱炭素社会の実現に向けて取組を継続します。

② 「施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進」

温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用を図るためのモデル事業や設備導入支援を行ってきたところであり、引き続き、省エネ技術や木質バイオマスエネルギーなどの普及啓発を行います。

【政策5】安全・安心な生活環境の保全

① 「施策1 大気環境の保全」

本県の大気環境は、光化学オキシダントを除く大気環境基準の達成率について、おおむね環境基準を達成しています。

② 「施策2 静けさのある環境の保全」

本県の騒音の状況は、自動車騒音、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音について、一部地域で環境基準値の超過が見られるものの、おおむね良好な状態で推移しています。

③ 「施策3 地盤・土壤環境の保全」

本県の地盤環境について、青森、八戸、弘前地区で沈下量や地下水位の調査を実施しており近年は横ばい傾向にあります。

④ 「施策4 化学物質対策の推進」

環境中（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壤）のダイオキシン類濃度はいずれも環境基準値未満です。

⑤ 「施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進」

酸性雨のモニタリング調査を実施した結果、全国と同様、県内でも酸性雨が観測されています。

⑥ 「施策6 環境放射線対策の推進」

県内24か所での空間放射線量率の測定・公表、原子力施設周辺の環境試料中の放射能測定を行っており、環境放射線モニタリング結果については、専門

家等の評価・確認を経て、新聞やホームページで公表しています。

⑦ 「施策7 環境影響評価の推進」

環境影響評価対象事業となる開発事業について、必要な手続きの指導を行うとともに、ホームページで情報提供を行っています。

⑧ 「施策8 公害苦情・紛争処理の推進」

関係機関と連携し、公害苦情に対して適切かつ迅速に対応しています。県内の公害苦情は年間500件前後となっており、横ばい傾向にあります。また、調停事件は令和元年度、2年度に1件ずつ受理し、元年度の事件は調停成立となりました。

【政策6】あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり と仕組みづくり

① 「施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり」

令和2年度の環境出前講座の受講者数は新型コロナウイルス感染症の影響のため大幅に減少しました。一方、環境教育の全体計画作成や環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合は横ばいの傾向にあり、学校における環境教育の取組が図られてきているところです。

課題としては、環境教育の担い手となる環境教育専門員数が横ばい及び高齢化の状況にあることから、環境配慮の取組を実践できる人財を育成するための取組を行い、環境教育の担い手の確保に努めます。

② 「施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり」

県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくための取組として、「もったいない・あおもり県民運動」において、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を行うなど、県民、事業者、学校・団体が連携した脱炭素に向けた取組を展開し、普及啓発活動を通じた気運の醸成や人財育成等の脱炭素関連事業を重点的に実施します。

③ 「施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり」

ホームページや広報紙、メールマガジンなどを通じて様々な情報を提供してきましたが、県民や事業者などに環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した自主的な取組を促進していくためには、多様な情報を整理し、分かりやすく提供するよう努めます。

6 取組状況等についての有識者会議による評価・意見

第6次青森県環境計画の計画期間がスタートした令和2年度は、水環境、大気環境、地盤・土壤環境、化学物質などの生活環境に関わる目標設定指標の多くで目標を達成しています。

一方で、循環型社会づくりや低炭素社会づくりなどの取組において、目標設定指標の達成率が80%未満のものや計画策定時の実績よりも悪化しているものが見られました。

このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、広く県民等を対象に実施する講座やフォーラムなどの普及・啓発の取組において、目標設定指標の目標未達成やモニタリング指標の前年度からの実績値減少が見られました。

本計画の進捗については、P D C Aサイクルの考え方を取り入れ、取組状況等の点検・評価を踏まえながら、本計画のめざす姿の実現に向けて着実に推進していくこととしています。

環境に関わる課題については、様々な取組により短期間で結果が出るというよりは、徐々に改善していくものであると思われます。

県による目標設定指標の達成状況の点検においても、目標設定指標の達成率が80%未満のものや計画策定時の実績よりも悪化しているものについては、令和2年度までの取組実態を自ら評価した上で、今後の取組の方向性を示しており、P D C Aサイクルを意識しながら取組を展開していこうとする姿勢が見られます。

特に、目標値・期待値と実績値との間に差がある場合には、それまでの取組を引き続き行っていくだけでなく、実態に関する基礎データを収集するとともに、差が生じている原因や目標達成のための課題を的確に把握した上で、必要に応じて新たな取組を具体的に検討・実施するようにしながら、目標達成に向けて着実に取り組んでいただきたいと思います。

第6次青森県環境計画策定後、環境分野における国の政策・制度が急激に大きく動いています。本計画に基づく取組についても、この動きを的確に捉えながら、必要に応じて再検討していく必要があるのではないかと思われます。

特に、脱炭素社会の実現やプラスチックごみの排出抑制・削減については、第4次青森県循環型社会形成推進計画（令和3年3月策定）に基づく一般廃棄物の排出量削減やリサイクル率向上、青森県地球温暖化対策推進計

画（平成30年3月改定）や「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」（令和3年4月）を踏まえた温室効果ガスの排出量削減などに、より一層取り組んでいく必要があります。

また、次の意見にも留意しながら、令和3年度以降の政策・施策の検討に当たっていただきたいと思います。

① 脱炭素社会の実現について

脱炭素社会の実現に向けた本県のポテンシャルには大きなものがあると思われますが、本県の地域性を活かしながら取り組んでいくためにも、県の果たすべき役割には大きなものがあると考えており、県全体の統一的な方向性（方針・姿勢）を示していくとともに、市町村に対する支援を進めていく必要があります。

また、脱炭素化を進めていくことは必要である一方、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入が大きく注目されている中において、導入による自然環境や景観、土地利用、防災などへの影響・支障についての懸念も指摘されていることから、県として、立地に当たっての要件や立地バランスなどについて、あらかじめしっかりと考えておくことが求められます。

さらに、建物を新築等する場合にその建物や周辺の地域に導入するといった、供給地と消費地との一体化について具体的に検討していくことも重要です。

② プラスチックごみの排出抑制・削減について

県内では、プラスチックごみの一部のみが分別回収の対象となっており、また、分別回収されたものも必ずしもリサイクルに向けられていないのが実態であると思われます。

県においては、これまで啓発を中心に取り組んでいるところですが、新たに制定されたプラスチックに係る資源循環促進等に関する法律の内容も踏まえながら、県から市町村や民間回収事業者に回収対象の増やリサイクル率の向上などを具体的に働きかけていくことで、プラスチックごみを含めたごみの排出量やリサイクル率の改善につなげていくことが求められます。

(参考) 青森県環境計画取組状況等評価に係る有識者
会議設置要綱

(設置)

第1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月青森県条例第43号）第10条の規定に基づく青森県環境計画の取組状況等の評価を行うため、学識経験者を委員とする青森県環境計画取組状況等評価に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 有識者会議の所掌事務は、青森県環境計画に掲げる政策・施策の取組状況及び環境指標の評価に関することとする。

(組織)

第3 有識者会議は、委員5人以内をもって構成する。
2 委員は、学識経験者から知事が委嘱する。
3 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第4 有識者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 議長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議の会議は、環境生活部長が招集する。
2 議長は、必要と認める者に対して、有識者会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

表2-7-1 青森県環境計画取組状況等評価に係る有識者会議委員名簿

氏名	役職名	備考
鮎川 恵理	八戸工業大学工学部准教授	
川本 清	八戸工業大学工学部教授	議長職務代理者
木立 由美	青森大学薬学部准教授	
藤 公晴	青森大学社会学部教授	議長
松山 信彦	弘前大学農学生命科学部教授	

(五十音順)